

富山県海岸漂着物対策推進地域計画

令和3年3月

富山県

目次

第1章 総論	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
第2章 海岸漂着物等の現状と課題	3
1. 富山県の海岸特性	3
(1) 自然的特性	3
(2) 社会的特性	4
2. 海岸漂着物等の状況等	6
(1) 海岸漂着物の量と質	6
(2) 海岸漂着物による被害の状況	13
(3) 海岸漂着物の回収・処理の状況	14
(4) 漂流ごみ等について	14
(5) これまでの取組み	16
3. 海岸漂着物等に係る課題	19
(1) 回収・処理に係る課題	19
(2) 発生抑制に係る課題	19
(3) 環境教育等及び普及啓発に係る課題	19
(4) 海洋プラスチックごみに係る課題	20
第3章 計画の目指す姿と海岸漂着物対策	21
1. 計画の目指す姿（将来像）	21
2. 計画の目標を達成するための指標	22
3. 海岸漂着物対策の基本的方向性	23
(1) 円滑な処理の推進	23
(2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大	23
(3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進	23
(4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信	23
(5) 国際協力の推進	23
(6) 多様な主体の役割分担と連携の確保	24

4. 海岸漂着物対策の内容	25
(1) 円滑な処理の推進	25
(2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大	27
(3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進	29
(4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信	30
(5) 国際協力の推進	31
(6) 多様な主体の役割分担と連携の確保	31
第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容	34
1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	34
(1) 重点区域設定の考え方	34
(2) 重点区域の設定	34
2. 重点区域における海岸漂着物対策	39
(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項	39
(2) 漂流ごみ等の処理に関する事項	40
(3) 海岸漂着物等の発生抑制、環境教育等及び普及啓発に関する事項	41
第5章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項	45
1. 海岸漂着物等の状況の把握	45
2. 災害などの緊急時における対応	45
3. 感染症への感染防止対策	45
4. 地域住民、関係団体などの参画と情報提供	45
5. 計画の実効性の確保	45
○用語解説（五十音順）	46

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

富山県の海岸は、3,000m級の立山連峰を背景に、西に能登半島が張り出し富山湾を形成しています。四季の表情豊かな自然環境にも恵まれ、蜃気楼や埋没林、海底林が見られる「不思議、神秘の海」、ブリやホタルイカに代表される「天然のいけす、豊穡の海」、海越しに立山連峰が望める「眺望の海」として大変魅力的な海岸です。

しかし、こうした富山県の海岸を含む国内の魅力的な海岸の多くには、漂着物が押し寄せしており、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、生態系を含む海岸の環境の悪化、防護や環境浄化などの海岸機能の低下、漁業への被害などの深刻な問題が発生しています。

こうしたなか、本県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）や国の定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、平成23年3月に「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、国、県、海岸管理者等（海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者などをいう。以下同じ。）、市町村、民間団体、地域住民など多様な主体の役割分担と連携のもと、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策、普及啓発等を推進してきました。平成25年度には、河口部で漂着物が多く見られる小矢部川流域をモデルとして、海岸漂着物対策推進協議会のもと、流域の行政、関係団体で構成する小矢部川流域部会を設置し、情報の共有を図るとともに、海岸漂着物の発生抑制に向けた行動計画「アクションプラン」を策定し、流域全体で連携した取組みを開始しました。

その後、平成26年10月の富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟などを機に、平成28年3月に地域計画を改定し、海岸地域だけでなく上流を含めた流域全体の県民、関係団体、行政等が一体となった発生抑制対策に取り組んできました。その結果、下流・沿岸域に加え、上流域での海岸保全意識の浸透や、個人や団体、事業者等の自主的な清掃美化活動の活性化など、一定の成果も見られているところですが、河口域などにおいては、現在においても、大量の海岸漂着物が繰り返し漂着しているなどの課題があります。

国際的には、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」が持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットの一つとして掲げられるとともに、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について、関心が高まっています。平成28年1月には、世界経済フォーラム報告書において、「2050年までに、海洋中に存在するプラスチックの量（重量換算）は、魚の量を超過する」との予測が発表されました。また、同年5月に開催されたG7富山環境大臣会合では海洋ごみ対策も議論され、同月の「2016北東アジア自治体環境専門家会合inと

やま」では、今後の国際環境協力の取組みとして、海岸漂着物の調査継続等を確認した「2016とやま宣言」が採択されました。さらに、令和元年6月のG20大阪サミットでは、「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減すること」を目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されたところです。

国においては、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され（※）、海岸漂着物に加えて、沿岸海域の漂流ごみや海底ごみ（以下「漂流ごみ等」という。）についても円滑な処理の推進を図ること、マイクロプラスチック等の海域への排出を抑制すること等が盛り込まれるとともに、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されるなど、海洋プラスチックごみに対する取組みは一層加速しています。

このような状況を踏まえ、海岸漂着物等（「海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ並びに漂流ごみ等」をいう。以下同じ。）の円滑な回収・処理の推進、環境教育や普及啓発等の発生抑制対策、海洋プラスチックごみ対策を一層推進するため、地域計画を改定し、今後とも国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体、上流・下流の幅広い地域の住民、事業者などが一体となって、富山県の海岸の良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に努めます。

※ 法律名が「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改められました。

2. 計画の位置付け

この計画の位置付けは、以下のとおりです。

- 富山県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。
- 海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び基本方針に基づき定める計画です。
- 「富山県廃棄物処理計画」や「富山県海岸保全基本計画」など、関連する各種計画と整合を図った計画です。
- 県、海岸管理者等、市町村、民間団体、上流・下流の幅広い地域の住民、事業者など関係者が一体となって取り組むための計画です。

3. 計画の期間

この計画の期間は概ね5年間とし、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況、海岸漂着物処理推進法その他の改正等に応じて計画の変更を検討し、必要があると認める場合には、速やかに計画の見直しを行うものとします。

第2章 海岸漂着物の現状と課題

1. 富山県の海岸特性

富山県の海岸は、総延長が 147.4km であり、美しい景観、貴重な自然環境が維持されている一方、海岸保全施設の整備や港湾・漁港の発展による人工的な海岸が多いことが特徴です。また、観光資源や観光施設なども数多く存在しており、地域住民からレジャー客・観光客まで、多くの人々が様々な形で海岸を利用することによってその恩恵を受けています。

(1) 自然的特性

富山湾は、西部の能登半島から東に向かって南に大きく湾曲して形成し、立山連峰をはじめとした標高 3,000m級の北アルプスから一気に水深 1,000mの海底に到達する急峻さは、世界的にも類を見ないダイナミックな地形を形成しています。この「高低差 4,000 m」の地形の海底には、「藍瓶（あいがめ）」と呼ばれる海底谷が多数発達しており、谷に挟まれた海脚や狭小な大陸棚が存在しています。また、富山湾は北東に開いた湾であることから、北北東～東北東の強風時には沿岸域に高波浪が押し寄せます。この複雑な地形と富山湾特有の「寄り回り波」や冬期風浪などの海象条件があいまって、全国でも有数の浸食海岸となっています。

一般的に海岸漂着物は、海上を吹く風の影響を受けつつ、海流によって運ばれると考えられています。富山湾の沖には対馬暖流が流れ、この分流が富山県付近の沿岸に向かって流入しています。また、水深構造をみると、表層には黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川などの多くの河川等の影響を受けた塩分の低い「沿岸表層水」、その下層から水深 200～300m付近には「対馬暖流系水」、さらに水深 300m 以深には低温の「海洋深層水（日本海固有水）」が存在しており、湾内の海水流動はこの3層の動向によって季節ごとに複雑に変化しています。

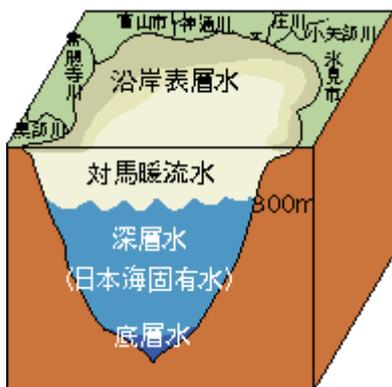


図2-1 富山湾の海洋構造のイメージ

(出典：富山深層水協議会HP
「富山の深層水辞典」)

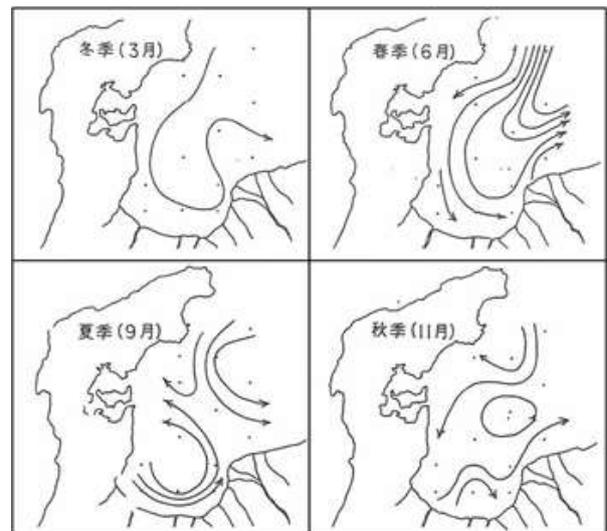


図2-2 各季節における富山湾の平均的な流動状況

(出典：昭和60年 日本全国沿岸海洋誌
日本海洋学会沿岸海洋研究部会編)

富山県沿岸には、日本の渚・百選に選ばれた「雨晴海岸・松田江の長浜」、「宮崎・境海岸」、おくのほそ道の風景地として国に名勝指定された「有磯海」、日本の白砂青松 100 選に選ばれた「古志の松原」、「松田江の長浜」、日本の夕陽百選に選ばれた「生地海岸」、日本風景街道に登録された「しんきろうロード」など、富山ならではの自然や風景を楽しめる海岸が多く存在します。

また、沿岸域の貴重な自然環境を保護するため、朝日県立自然公園、能登半島国定公園などの自然保護地域が指定されています。さらには、海越しに立山連峰を望む美しい景観や、海や森を守る県民総ぐるみの取組等が評価され、富山湾は平成 26 年 10 月に「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が承認されました。

(2) 社会的特性

富山湾は、複雑な海底地形に加え、対馬暖流系水と海洋深層水（日本海固有水）がごく沿岸まで接近する好漁場としての条件が揃っているため、古くから定置網漁業を中心とした沿岸漁業が発達し、沿岸域には 16 漁港が整備されています。

また、古くから海上交通と交易の要衝として栄え、沿岸の工業の集積の中心となる「伏木富山港」は、日本海側の総合的拠点港に選定されたほか、「国際海上コンテナ」、「国際フェリー・国際 RORO 船」及び「外航クルーズ（背後観光地クルーズ）」の機能別拠点港に選定されるなど、日本海沿岸を代表する港湾となっています。

さらに、沿岸域には海水浴場やキャンプ場のほか、海浜公園・植物園や海王丸パーク、富山湾の眺望を楽しめる富山湾岸サイクリングコースなどが整備され、多くの人々が集い憩う場が整備されています。

平成 26 年 10 月には、富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟し、これを受け、沿岸市町や民間団体においては、イベント開催や清掃活動、フォトラリーや大学での講座開設など、富山湾を活用した取組みが活発に行われています。こうしたなか、加盟から 5 周年となる節目の令和元年 10 月に、日本初となる「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会が本県で開催され、テーマ「未来への展望～沿岸域の持続可能な発展のための環境保全～」について、参加者のワールドカフェにより議論され、その成果の骨子が「富山宣言」として採択され、世界に向けて発信されました。



「世界で最も美しい湾クラブ」加盟記念モニュメント（海王丸パーク）



「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会 in 富山

そのほか、富山県は、「世界で最も美しい富山湾」を含む、美しい山と海の豊かな水の恵みを活かして持続的な経済発展を実現する県、「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」が確立した「環境・エネルギー先端県とやま」として、令和元年7月にSDGs未来都市に選定されており、SDGs達成の観点からも、積極的な取組みを進めています。

こうしたSDGsへの取組みは、市町村においても活発化しており、海洋汚染の防止や海の豊かさを守るための取組みが始まっています。平成30年6月にSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を受けた富山市では、平成31年3月に（公財）日本財団と「海洋ごみ対策にかか^ある連携協力協定」を締結し、河川等への「網場」の設置や啓発サインを使ったPR等、海洋ごみ対策のモデル構築に向けた共同事業を実施しています。また、令和元年7月に、同じくSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を受けた南砺市では、海岸漂着物が山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生することを上流域の住民に周知し発生抑制対策につなげるため、河川ごみの漂流経路調査等に取り組み、その内容を環境教育の教材として活用しています。



網場の設置（富山市）



啓発用ラッピング電車の運行（富山市）



GPSボトルを使った調査（南砺市）



環境教育の実施（南砺市）

2. 海岸漂着物等の状況等

(1) 海岸漂着物の量と質

富山県の海岸では、地域によって海岸漂着物の量や質に違いはあるものの、依然としてほぼ全域でその存在が確認されています。

環境省によれば、平成25年度から29年度に全国で回収された海岸漂着物の量は、約3万3千～5万5千トン/年で、そのうち富山県内での回収量は、407～1,453トン/年とされています。（表2-1参照）

表2-1 海岸漂着物の回収量の推移（トン）

	H25	H26	H27	H28	H29
全国合計	44,742	49,327	33,378	33,517	55,401
富山県	1,453	811	578	407	1,161

（出典：平成30年度漂着ごみ対策総合検討業務報告書（環境省））

また、毎年全国10地点程度を選定して行っている「漂着ごみ実態把握調査」において、人工物について品目ごとに集計した場合、特に、「ボトルのキャップ、ふた」や「プラ製ロープ・ひも」の個数が多かった、と報告されています。（表2-2参照）

表2-2 漂着ごみ実態把握調査の結果

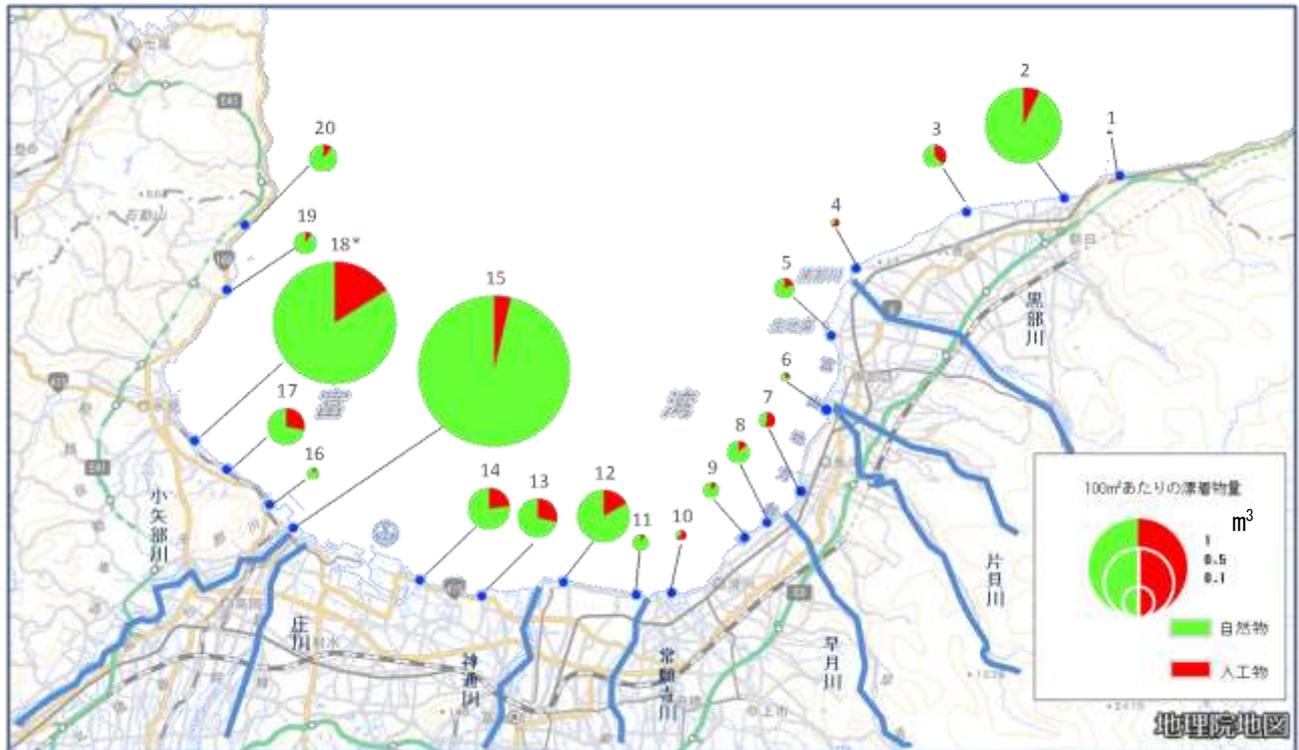
品目上位10種（個数ベース）		
No	品目	割合
1	ボトルのキャップ、ふた	17.6%
2	プラ製ロープ・ひも	16.6%
3	木材（物流用パレット、木炭等含む）	9.2%
4	飲料用ペットボトル（2L未満）	6.9%
5	プラ製漁具（その他）	4.2%
6	プラ製食品容器（カップ等）	4.0%
7	プラ製荷造りバンド・ビニールテープ	3.7%
8	ウレタン	3.5%
9	プラ製食器（スロー、フォークスプーン、マラ、ナイフ）	3.5%
10	プラ製ブイ	3.2%



（出典：海洋ごみ実態調査（平成22～令和元年度）のとりまとめについて（環境省））

県においても、平成21年度から県内全域の海岸を対象に、継続的に海岸漂着物の状況調査を実施しています。令和元年度の調査では、過去の調査と同様、県東部よりも県西部の漂着物量が多い傾向にあり、100㎡当たりの量が特に多かった海岸は、射水市の六渡寺海岸（2.385m³、平均値の約8倍）、氷見市の松田江海岸（1.572m³、平均値の約5倍）でした（図2-3参照）。

海岸漂着物の量（m³）（通常時、令和元年12月）

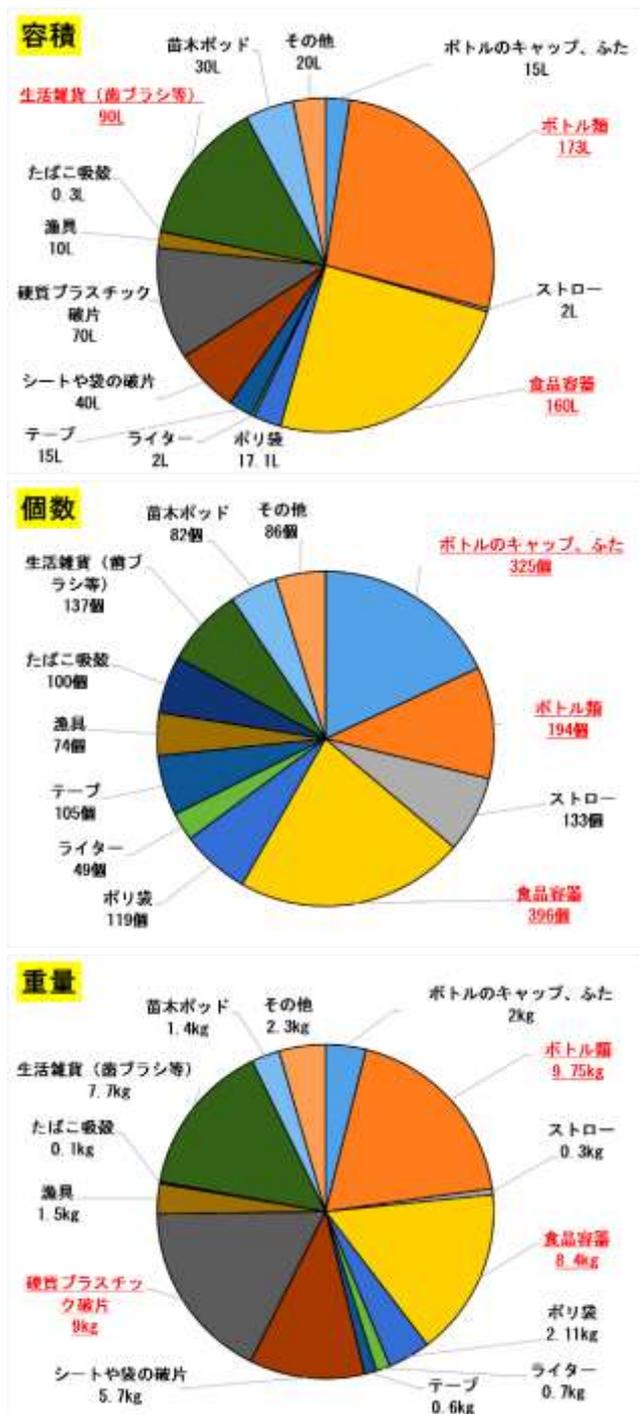


ゾーン	No.		海岸名
下新川	1	朝日町	朝日海岸(境地区)
	2		朝日海岸(大屋地区)
	3	入善町	入善海岸(八幡地区)
	4		入善漁港海岸(芦崎地区)
	5	黒部市	黒部漁港海岸
富山湾奥	6	魚津市	経田海岸
	7		大町海岸
	8	滑川市	吉浦海岸
	9		海浜公園
	10	富山市	水橋漁港海岸
	11		浜黒崎海岸

ゾーン	No.		海岸名
伏木富山港	12	富山市	岩瀬浜
	13		四方漁港海岸
	14	射水市	海老江海岸
	15		六渡寺海岸
	16	高岡市	国分浜
17	松太枝浜		
氷見	18	氷見市	松田江海岸(柳田地区)
	19		小境浜
	20		女良漁港海岸

図2-3 令和元年度海岸漂着物概況調査結果

海岸漂着物の質を見ると、ほとんどの海岸でアシなどの草類や流木といった自然物が高い割合を占めています。また、人工物の中ではプラスチック類の割合が依然として高く、日常生活に伴って発生するものが多くなっています。プラスチック類の組成について詳しく調べてみたところ、「ボトル類」（飲料用ペットボトル等）、「食品容器」（カップ、食器、弁当ガラ等）が多く見られました（容積・個数）。一方、重量で見た場合、これらの他に「硬質プラスチック破片」が多く見られ、物理的外力や太陽光の紫外線等により破壊、碎片化したプラスチック類も海岸に多く存在することが示されました（図2-4参照）。

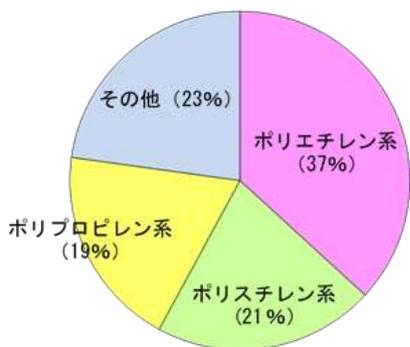


令和元年12月、射水市の六渡寺海岸にて、海岸線方向50m幅に存在するプラスチックごみを回収し、組成を調べました。
 (写真上から) ①ボトル類、②食品容器、③ボトルのキャップ・ふた、④硬質プラスチック破片。

図2-4 プラスチック類組成調査の結果

5 mm 以下の微細なプラスチック類は「マイクロプラスチック」と呼ばれ、生物が餌と間違えて食べてしまう等、生態系への影響が懸念されています。マイクロプラスチックは、洗顔料や歯磨き粉等のスクラブ材等に利用されているマイクロビーズ、プラスチック製品の原材料であるレジンペレット等の「一次マイクロプラスチック」、プラスチック製品が自然環境中で紫外線や物理的要因で破碎・細分化された破片等の「二次マイクロプラスチック」に分類されます。

平成 29 年度に県が実施した調査では、対象とした県内 10 海岸のすべてでマイクロプラスチックが確認されました。プラスチック製品の破片やレジンペレット等が採取され、素材としては、海岸で数多く見られる容器や生活雑貨などの原料であるポリエチレンやポリスチレン、ポリプロピレンの割合が高く、マイクロプラスチックの削減のためにも、日常生活の中での 3R や清掃活動の推進が必要であることが改めて確認されました。（図 2-5 参照）



マイクロプラスチックの素材の割合

<参考>素材ごとの用途の例

ポリエチレン	レジ袋、食品容器、台所用品、ロープ、ポリタンク、肥料カプセル など
ポリスチレン	食品トレイ、食品容器、カップ麺容器、CDケース、緩衝材 など
ポリプロピレン	洗剤ボトル、台所用品、文房具、家電部品、自動車部品 など

<採取したマイクロプラスチックの例>

①ポリエチレン



洗剤又は歯磨き容器等
(ふた部分)



ボールペン(芯部分)等



レジンペレット



肥料カプセル

②ポリスチレン



食品トレイ又は
カップ麺容器等

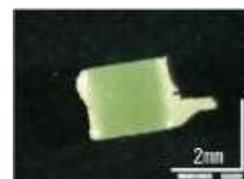


食品パック等

③ポリプロピレン



容器のふた、文房具等



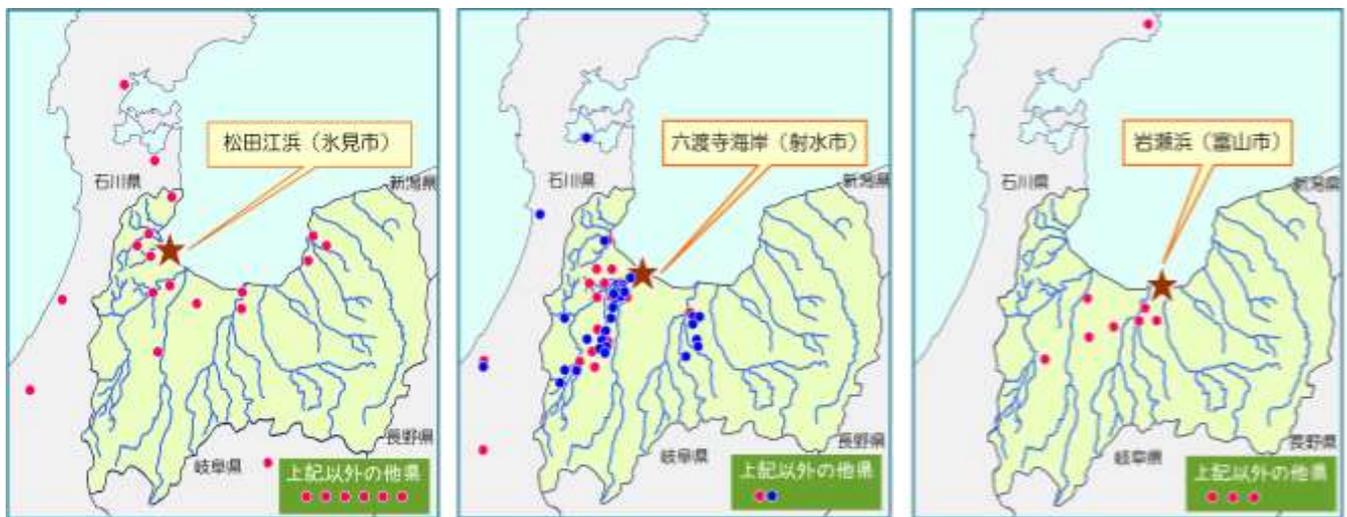
梱包用バンド等

図 2-5 マイクロプラスチック調査結果

海岸漂着物の発生源に関しては、環境省が実施したシミュレーション結果^{*}で、本県の海岸漂着物の約8割が県内から流出したものであること、さらに、本県から流出したごみが他地域にも漂着している可能性があることが指摘されています。

※平成19年度漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査業務報告書、環境省

このことを受けて平成24年度から25年度にかけて県が実施した県内の海岸漂着物の発生要因調査（①ライター消費地調査、②河川におけるごみの流出・分布状況調査、③オイルフェンスによる川を流れるごみの調査、④発信機付きボトルの漂流・漂着経路調査）の結果、多くのごみが県内から河川を通じて富山湾へ流出し、その一部が海岸に漂着することが確認されています。



- ★ : 海岸の位置
- : ライター消費地（ライターに記載された住所をプロットしたもの）
 - (● 24年度の調査（3海岸で実施）)
 - (● 25年度の調査（六渡寺海岸で実施）)

氷見市の松田江浜及び富山市の岩瀬浜については、消費地（プロット地点）が県内の広い範囲又は他県に散らばっていますが、射水市の六渡寺海岸の場合は、海岸が位置する小矢部川流域の流域内にかたまっています。海岸ごとに差はありますが、県内陸部から流出したごみが海岸に漂着していることを示しています。

図2-6 ライター消費地調査結果



河川敷



浅瀬



川べり



落差工（ドンドコ）

図2-7 河川敷や川べり等のごみの状況



オイルフェンスによる
ごみの回収



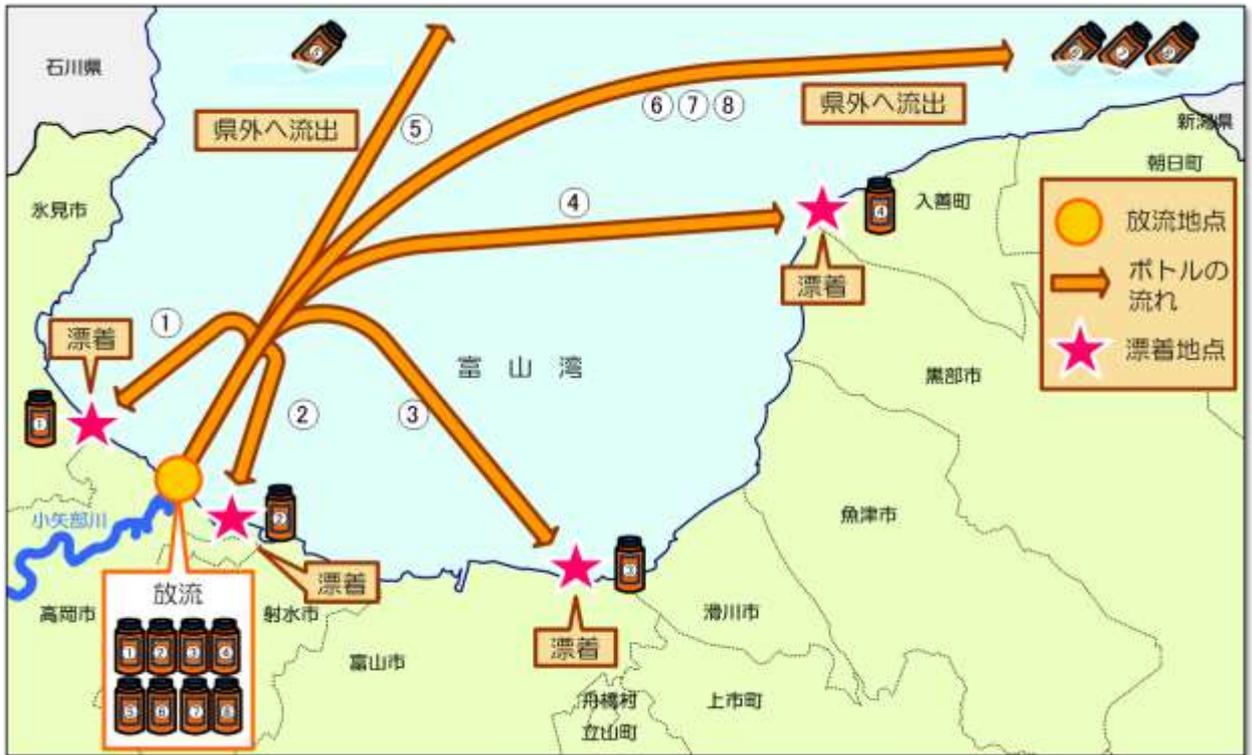
7日間で回収されたごみ



平成25年に、小矢部川支流河川（千保川、祖父川：市街地、住宅地、農村のそれぞれ3か所）にオイルフェンスを設置し、川を流れるごみの種類や量を調査しました。

最もごみの量が多かったのは高岡市の市街地を流れる千保川で、7日間で31.5kg、広げると畳21畳分のごみが回収されました。ごみを細かく調べて見ると、家庭から排出されるプラスチック系のごみがほとんどでしたが、なかにはレジ袋に食品の袋やトレイ、飲料容器などを詰めたものや、未開封の食品、同じ銘柄の大量の空き缶など、「故意に投棄」したと考えられるごみも発見されました。

図2-8 オイルフェンスによる川を流れるごみの調査結果



小矢部川最下流の橋から発信機付きのボトルを投下し、漂流経路、漂着地点を調査したものです。投下した8本のボトルのうち、4本が県内の海岸に漂着し、残り4本は県外への流出が確認されました。

図2-9 発信機付きボトルによる漂流・漂着経路調査結果

(2) 海岸漂着物による被害の状況

海岸漂着物による被害の状況としては、台風や大雨、融雪等に伴う出水後には、大量のアシ類の漂着など、海岸漂着物が増加する状況が多く、多くの海岸で確認され、景観の悪化を招いています。(図2-10)

		通常時	出水直後
平成 29 年 10 月 22-23 日 台風 21 号による被害	六渡寺海岸 射水市		
	堀岡地内 射水市		
	島尾海岸 氷見市		
平成 30 年 7 月豪雨 (7 月 8 日、台風 7 号及び前線)による被害	水橋漁港海岸 富山市		
	吉浦海岸 滑川市		

図 2-10 通常時と出水時直後の海岸漂着物等の状況

(3) 海岸漂着物の回収・処理の状況

海岸漂着物の回収は、地域計画に定める役割分担に基づき、海岸管理者等において管理業務の一環として行っているほか、沿岸各市町、地元住民、民間団体などの協力により、ボランティア活動の一環として行われています。

また、回収された海岸漂着物は、海岸管理者が回収した場合は、多くが市町の協力を得て市町（一部事務組合）のごみ処理施設で処理するとともに、沿岸市町、地元住民等が回収した場合は、市町の処理施設等で処理しています。

このほか、台風や大雨等により大量の漂着物があった場合は、海岸管理者等が国の補助制度を活用し、また、沿岸市町等の協力を得ながら、可能な限り速やかに処理しています。

表 2-3 海岸管理者等及び沿岸市町による回収・処理実績（県把握分）

市町名	回収・処理量(m ³)								
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
富山市	2,664	534	884	197	2,070	244	966	3,498	334
高岡市	1,774	1,083	1,890	1,023	39	237	252	962	268
魚津市	0	0	8	0	25	20	149	109	94
氷見市	156	296	330	281	246	194	214	1,180	445
滑川市	0	0	0	95	0	20	40	311	58
黒部市	115	160	229	299	285	206	214	300	157
射水市	857	244	328	278	216	309	867	703	214
入善町	120	118	107	84	111	107	142	75	295
朝日町	0	0	158	89	26	0	269	164	549
合計	5,686	2,435	3,934	2,346	3,018	1,337	3,113	7,302	2,413

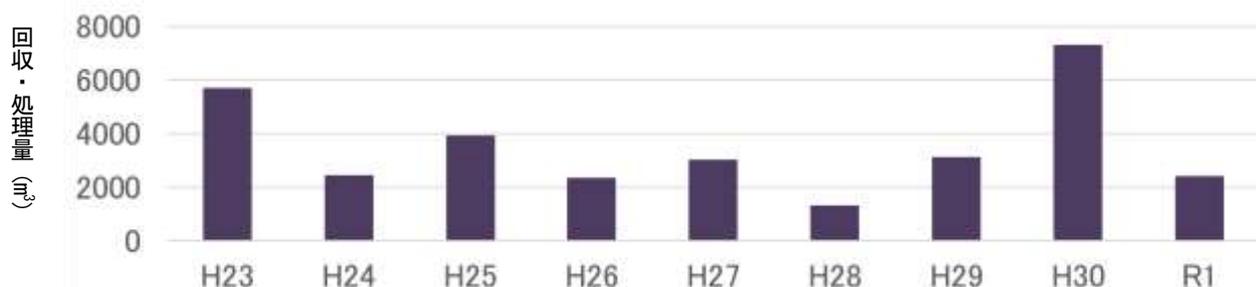


図 2-11 海岸管理者等及び沿岸市町による回収・処理実績 (m³)

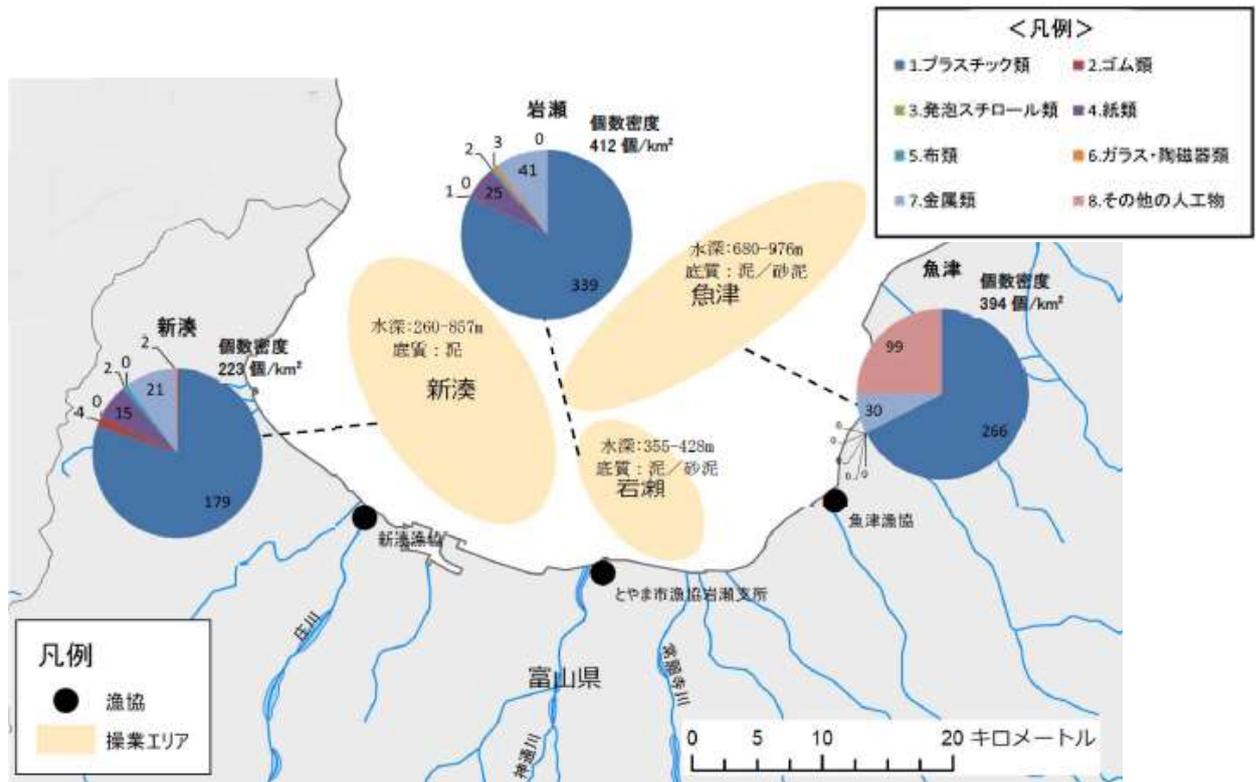
回収量は年毎に変動し、雨台風等による災害の有無等、気象条件の影響を大きく受けています。

(4) 漂流ごみ等について

沿岸海域において海面・海中に浮遊する漂流ごみや海底に堆積する海底ごみは、船舶の航行や漁業操業の支障となるほか、海岸環境の保全に影響を及ぼすおそれがあります。富山湾においては、平成 28 年度に環境省が漂流ごみ・海底ごみ実態把握調査を実施しています。

海底ごみに関しては、掃海面積 1 km²あたり、魚津 394 個、岩瀬 412 個、新湊 223 個のごみが回収され、いずれの地点でもプラスチック類が多くを占めていました（図 2-12）。

漂流ごみに関しては、レジ袋、発泡スチロール、食品包装材が比較的多く発見され、その他プラスチック製品（※）を含めた上位4品目の漂流ごみ密度の合計は20.5個/km²でした（表2-4）。そのほか、浮子や漁具、金属製品等も発見されました。他の海域との比較では、背後に人口密集地域がある海域（瀬戸内海、伊勢湾や駿河湾、東京湾等）に比べると漂流ごみ密度は小さいものの、実際に漂流ごみによる漁具被害や船舶被害等が発生しています。



食品容器



プラボトル



レジ袋

図2-12 海底ごみの品目別割合(個数密度)

表2-4 富山湾の漂流ごみ上位4品目の密度と合計密度 (個/km²)

食品包装	レジ袋	発泡スチロール	その他プラスチック製品※	合計
5.9	4.2	2.4	7.9	20.5

※食品包装（トレイ、弁当ガラ、菓子類袋など）、レジ袋、発泡スチロール、ペットボトル、漁具等（漁網、浮子など）以外のプラスチック製品については、「その他プラスチック製品」として分類した。

（出典：平成28年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書（環境省））

(5) これまでの取組み

平成 28 年度から令和 2 年度までに地域計画に基づき、行政機関、関係団体等が連携して実施した取組みは、表 2-5 のとおりです。

表 2-5 地域計画に基づくこれまでの取組み実績

項 目		取 組 み 実 績
1 円滑な 処理の 推進	(1)	<p>海岸漂着物等の回収・処理に係る重点区域及び役割分担の設定</p> <p>海岸漂着物等の回収・処理を重点的に推進する必要性が高い区域として、県内全域の海岸を位置付けるとともに、役割分担を設定（人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等の回収・処理は海岸管理者等が主体的に実施）</p>
	(2)	<p>海岸漂着物等の回収・処理の実施</p> <p>・ 1 (1) の役割分担に基づき、環境省の補助金を活用しながら海岸管理者等、沿岸市町及び地域住民が連携して回収・処理を実施</p> <p>・ 台風や大雨等により大量に漂着物した場合は、国の補助制度等を活用し、円滑な処理を実施</p>
2 効果的 な発生 抑制の 推進	(1)	<p>とやま廃棄物プランの推進</p> <p>・ 環境とやま県民会議を中心に、ごみゼロ推進大運動の展開、環境フェア等のイベントでの啓発等を通じて 3 R 活動を推進</p>
	(2)	<p>とやまエコ・ストア制度の推進</p> <p>・ レジ袋無料配布廃止や資源物の店頭回収、低炭素化の取組みなど、環境配慮行動に積極的に取り組む店舗を登録する「エコ・ストア制度」の推進 (H25～)</p> <p>登録店舗数 1,074 店舗・6 商店街 (R2. 10 時点) レジ袋削減枚数：17 億 277 万枚 (R2. 3 時点) 資源物回収量：トレイ 648t、 ペットボトル 1,085 t (R1)</p> 
	(3)	<p>使い捨てプラスチックの削減等</p> <p>・ 使い捨てプラスチック等に関する消費者意識調査 (R1)</p> <p>・ プラスチックトレイの使用実態等調査 (R1)</p> <p>・ プラスチックトレイ削減転換のモデル実施 (R2)</p> <p>・ 使い捨てプラスチック容器の素材転換の支援 (R2)</p>
	(4)	<p>県内全域における清掃美化活動</p> <p>・ 「みんなできれいにせんまいけ大作戦」 (H22～、R1 は約 34 千人が参加) など、上流域を含めた県内全域における清掃美化活動を展開</p>
	(5)	<p>自主的な清掃美化活動の促進</p> <p>・ スマホアプリ「ピリカ」を活用した楽しみながらのごみ拾いを普及し、個人の自主的な清掃美化活動を促進 (H30～)</p> <p>・ 事業者等が、水質保全に加えて、工場・事業場の周辺や水辺の清掃活動などの取組みを行う「プラスワンアクション」を促進 (H27～)</p> 
	(6)	<p>流木対策の推進</p> <p>富山県流木対策連絡会議において情報交換等を実施するとともに、ダム湖・砂防えん堤における流木の回収・捕捉等の対策を実施</p>

2 効果的な発生抑制の推進	(7)	海岸漂着物等に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の海岸を対象とした概況調査 (R1) ・ 漂着ごみ組成調査による経年的な情報収集 (R2～) ・ マイクロプラスチック漂着実態調査 (H29) ・ マイクロプラスチック流出・漂流実態調査 (R2～)
	(8)	不法投棄監視パトロールの実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄監視員、河川巡視員等による定期的なパトロールを実施するとともに、河川敷等にポイ捨て防止を啓発する看板を設置 ・ 不法投棄の監視・通報に協力できる企業・団体等を登録する「とやま不法投棄監視パートナー」制度を構築 (R2) 
	(9)	刈草の流出防止に向けた啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用水や河川をパトロールし、刈草の流出実態を把握するとともに、下流の被害状況や刈草を流さない方法を記載したちらしや動画を作成し、広く住民への啓発や作業者に現地で呼びかけを実施 (H26～)  <p>川に大量の刈草が流れる様子</p>
	(10)	河川敷耕作者向けの啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料袋や苗木ポットの適正管理を呼びかけるちらし・ポスターを作成し、園芸店での啓発や現地での呼びかけを実施 (H30～)
	(11)	漁業者等向けの啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロートや発泡スチロール箱等の流出防止を呼びかけるちらしを作成、漁業者等へ配布 (H28～)
3 環境教育及び普及啓発の実施	(1)	リーフレット等の普及啓発資材の作成・配付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神通川流域及び小矢部川流域を対象に、河川敷・堤防のごみの分布状況等を示した「ごみマップ」の作成、活用 (H26～) ・ 小学生以上向けの学習用副読本「いつまでもきれいな海を守るために」の作成、配布 (H29～) 
	(2)	シンポジウム等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物の現状や対策、関連研究等について広く県民に紹介するシンポジウムを開催 (H31.1、R1.9)
	(3)	海岸清掃バスツアー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子等を対象に、海岸に漂着するごみの実態を知ってもらうため、清掃ツアーを開催 (H25～) 
	(4)	関係団体の会合、イベント等における普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済団体、消費者団体、環境団体等の会合において、海岸漂着物の実態に関する普及啓発の実施 ・ 県土美化推進県民会議、環境とやま県民会議、とやま環境フェアなどを通じた普及啓発の実施 

4 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信	(1)	国内外への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ G7 富山環境大臣会合のセッションにおいて、本県の海岸漂着物対策、国際環境協力の取組みを説明 (H28) ・ 「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会 in 富山において、海岸漂着物の現状や本県の取組みを世界に発信 (R1.10)
	(2)	ウェブサイト等を通じた情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県環境政策課HP「海岸漂着物ポータルサイト」の運営 ・ 「とやま海岸クリーンアップ大作戦ウェブサイト」の運営 (H28、29) ・ 「ピリカ」と連携した清掃活動見える化ウェブサイト「みんなできれいにせんまいけ!とやま」の運営 (H30～) ・ 「プラスチック・スマート」(環境省)での情報発信 (R1～) ・ 事業者などによる「プラスワンアクション」の取組みをウェブサイト (H27～) やツイッター「とやまの水環境」(R1～)で発信 
5 国際協力の推進	(1)	海辺の漂着物調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北東アジア地域(日、中、韓、露)の学生や市民が参加し、漂着物(人工物)による海辺の汚染実態を継続的に調査((公財) 環日本海環境協力センター(以下「NPEC」という。)) (H8～、38 自治体、245 海岸、延べ4万1千人参加) ・ 「2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」を開催し、漂着物調査の継続などを確認した「2016 とやま宣言」を採択 ・ 海岸におけるマイクロプラスチックの調査手法を開発し、ガイドラインを作成 (R2)
	(2)	環日本海地域における漂着物対策啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂着物アート制作の推進 (NPEC) ・ 海洋ごみポータルサイトの多言語展開 (NPEC) (日、英、中、韓、露)
	(3)	NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物対策専門家会議(環境省)に参加 (NPEC) ・ 各国モニタリング結果の収集・とりまとめ (NPEC)
6 多様な主体の役割分担と連携の確保	(1)	富山県海岸漂着物対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山県海岸漂着物対策推進協議会を設置 (H22.3) し、海岸漂着物対策推進地域計画の策定や計画の推進に向けて、行政、住民団体との情報交換を実施
	(2)	富山県海岸漂着物対策推進協議会 小矢部川流域部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小矢部川流域の行政、関係団体で構成する小矢部川流域部会を設置 (H25.8) し、漂着物の実態の情報共有と発生抑制対策を検討、海岸漂着物の発生抑制に向けたアクションプランの策定と取組みを推進 (H26～)

※ 関連情報「海岸漂着物ポータルサイト ～美しい海岸を守るために～」(富山県環境政策課)
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014049.html

3. 海岸漂着物等に係る課題

(1) 回収・処理に係る課題

本県では、その量や質に違いがあるものの、すべての海岸で漂着物が確認されています。こうした海岸漂着物の回収・処理を円滑に行うためには、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民などによる適切な役割分担と相互の協力体制を明確化し、連携協力して取り組んでいく必要があります。

海岸漂着物の回収・処理については、

- 国の補助金を活用しながら実施しているが、予算や人員上の制約があり、頻繁な回収・処理の実施が難しいこと
- 塩分や砂などの混入の影響により焼却処理が困難なものがあること
- 埋没したごみや細かく大量に漂着したごみなどの回収作業が困難なこと

などの課題があることから、より効率的かつ効果的な回収・処理方法について検討する必要があります。

また、漂流ごみ等については、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となりうることから、県及び沿岸市町、漁業関係団体等が連携した処理体制を構築する必要があります。

(2) 発生抑制に係る課題

海岸漂着物等の多くは、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因するものであり、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものです。

こうしたことから、海岸漂着物等の問題は、海岸を有する地域のみならず、河川の上流域を含めたすべての地域の共通の課題であるとの認識に立って、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するとともに、ごみとなるおそれのあるものが水域へ流出することがないように適正な管理又は処分を行う、さらには身近な地域の清掃美化活動を実施するなど、すべての地域が一体となって海岸漂着物等の発生抑制に取り組む必要があります。

また、国外が発生源と考えられる医療系廃棄物や廃ポリタンクなどの海岸漂着物等については、国やNPECとも連携しながら、環日本海地域での国際協力による発生抑制に取り組む必要があります。

(3) 環境教育等及び普及啓発に係る課題

海岸漂着物等の多くは、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものです。本県の海岸漂着物の約8割は県内由来とされていますが、このことを理解している県民の割合は低く、県民の多くが国外から流れ着くものと認識しています。

こうしたことから、上流域を含めた幅広い地域のあらゆる世代の住民を対象に、以下のような現状について具体的に周知し、本県における海岸漂着物等の問題について正しい理解を促す必要があります。

- 本県のほぼ全域の海岸で、海岸漂着物等が確認されていること
- 海岸漂着物等には、ペットボトルやレジ袋など、日常生活に伴って発生するものが多く

含まれること

- 本県の海岸漂着物の多くが県内から川の流れを通じて発生したものであり、本県から流れ出たごみ他地域にも漂着している可能性があること

このため、引き続き行政、学識経験者、県民など多様な主体の参画と協働のもと、山から川、海への水の流れと自らの生活との関わりを学びつつ、ごみの減量化、適正処理や水域への流出防止、河川や海岸の清掃美化活動など、行動・実践につながる環境教育、消費者教育、普及啓発に努める必要があります。

県や市町村は、海岸漂着物等の状況や地域で取り組まれている対策、清掃活動などの情報を収集し、県民等への情報発信に努める必要があります。

(4) 海洋プラスチックごみに係る課題

近年、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。本県の海岸漂着物についても、人工物のほとんどをプラスチック類が占めており、重点的な対策が必要です。

回収・処理については、プラスチック類が、回収が困難なマイクロプラスチックになる前に、速やかに回収する必要があります。

また、発生抑制対策としては、ポイ捨てや不法投棄、管理不良による流出防止の徹底や、地域の清掃美化活動の推進に加え、使い捨ての容器包装・製品の使用削減や、使用済み製品等のリサイクル、適正処理の一層の推進が求められています。

そのほか、次の事項について、県民に正しい理解を促しつつ、自主的な取り組みに向けた機運を醸成していく必要があります。

- 生物による誤食等、生態系への影響が懸念されていること
- マイクロプラスチックになると回収・処理が困難となること
- 生分解性プラスチックに関しても、海洋プラスチックごみ問題の改善に寄与する可能性がある一方で、分解されるまでは時間を要するものであることから、廃棄物として適正に処理し、環境中への流出を抑制することが重要であること

第3章 計画の目指す姿と海岸漂着物対策

1. 計画の目指す姿（将来像）

富山県の海岸は、豊かな自然環境や世界に誇る美しい景観などに恵まれています。

私たちは、これらの県民共有の貴重な財産を守り、育て、次の世代へ確実に継承していく責務があります。

海岸漂着物等の問題においても、県民、事業者、関係団体及び行政が共有認識を持ち、一体となって対策に取り組んでいくことが重要となります。

こうしたことから、この計画では、

県民一人ひとりが、海岸における良好な景観や環境、さらには海洋環境を守り・育てる心を持ち、より美しく豊かな海岸を目指してごみの発生抑制や清掃美化活動などに県民一体となって取り組む。

ことを目指すこととします。

この将来像を具体的な活動と結びつけると、次のとおりです。

ごみの流出防止

- 海岸だけでなく、街なか、道路、河川など、いかなる場所でも、ごみを捨てない・流さない
- 外出やレジャーの際に出たごみは持ち帰って処分する
- ごみになるおそれのあるものを屋外に放置・散乱しない
- 草刈りで発生した刈草は、川に流さない
- 使用した苗木ポットや肥料袋は、放置せず片付ける

清掃活動等への積極的な参加

- 海洋ごみ問題に関して学び、正しく理解し、自分事としてとらえる
- 自主的に、自宅の周辺や学校・職場など身近な場所の清掃をこまめに行う
- 河川の上流域から下流域までの住民が一体となって、きれいなまち、山林、農地、河川、海岸環境づくりに取り組む
- 河川や海岸の清掃活動に参加する
- 海辺の漂着物調査など環日本海地域の海洋環境の保全活動に参加する

エコライフの推進

- 買い物時にはマイバッグを持参する
- 使い捨てプラスチック製品をできるだけ使わない・もらわない
- 環境に配慮した商品を選択する等、エシカル消費（環境や社会に配慮した消費行動）を実践する
- 地域の集団回収や資源物回収ステーションの活用など、資源回収に協力する
- 市町村の定める分別ルールに従って適切なリサイクルを心がける

図3-1 目指す姿に向けた具体的な活動例

2. 計画の目標を達成するための指標

この将来像の実現に向けて、この計画では次に掲げる3つの目標と取組みの効果をわかりやすく示すための指標を設定し、現況を踏まえてそれぞれの目標値を達成するよう努めます。

※印の項目については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の値が大幅に下がる見込みのため、コロナ禍前の状況まで回復させることを目指し、目標値を設定しています。

① 適切な役割分担に基づく円滑な回収・処理の実施

指標	定義	現況及び目標値	
		元年度（現況）	7年度（目標）
海岸の清潔保持のための利用シーズン前の回収作業回数	海水浴場などにおいて、海岸管理者等が利用シーズン前に行う回収作業の実施回数	1回以上	2回以上
大量漂着時の回収作業率	出水時などで大量に海岸に漂着した際に、海岸管理者等が行う適切な回収作業の実施	100%	100%
海岸清掃に取り組む団体数	海岸清掃活動に取り組む地域団体、ボランティア団体数	102団体	120団体

② 上流・下流の幅広い地域が連携したごみなどの発生抑制対策の推進

指標	定義	現況及び目標値	
		元年度（現況）	7年度（目標）
環境美化活動の参加者数（※）	公園や道路、河川、海岸などの地域の環境美化活動への参加のべ人数	12.8万人	13万人
学びの場づくり（※）	学びの場（学習会・ワークショップ、出前授業、シンポジウム等）への参加人数	4千人	15千人 (R3～R7累計)
海岸漂着物の発生源の認知度	漂着物のほとんどが県内の川の流れを通じて漂着していることを知っている人の割合	41.4%	60%
県内の海岸の好感度	県内の海岸を美しく誇れるものと思っている人の割合	69.2%	75%

③ 環日本海地域と連携した海岸漂着物対策の推進

指標	定義	現況及び目標値	
		元年度（現況）	7年度（目標）
漂着物調査による環境教育（※）	環日本海地域の自治体と連携した海辺の漂着物調査の参加人数	1,187人	1,200人

3. 海岸漂着物対策の基本的方向性

これらの目標の達成に向けた富山県における海岸漂着物対策の基本的方向性は、次に掲げるとおりです。

(1) 円滑な処理の推進

大量の海岸漂着物等の蓄積によって海岸の清潔の保持に支障などが生じている海岸においては、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民及び民間団体などの連携のもと、その円滑な処理を推進する。

漂流ごみ等については、船舶の航行や漁業操業の支障となり海岸環境の保全に影響を及ぼす場合があることから、漁港管理者等、沿岸市町、漁業関係者等の連携のもと、処理体制を新たに構築し、処理の推進を図る。

(2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大

本県の海岸漂着物の多くは、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因するものであり、山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生したものであることから、海岸を有する地域のみならず、河川の上流・下流の幅広い地域の連携協力のもと、ごみなどの効果的な発生抑制、循環的利用及び適正処理を推進する。

また、海洋プラスチックごみ対策として、使い捨ての容器包装・製品の使用削減や、使用済み製品等のリサイクル、適正処理を一層推進する。

(3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

海岸漂着物等の現状と発生要因について正しい理解が得られるよう効果的な周知を行うとともに、県民一人ひとりが当事者意識をもって、自主的かつ積極的に発生抑制に取り組むよう、環境教育や、エシカル消費等の消費者教育、取組みへの機運を高めるための普及啓発を推進する。

(4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信

「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会in富山での「富山宣言」の採択、環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県とやま」のSDGs未来都市の選定など、「美しい富山湾」を守り活かす取組みについては、今後一層の拡大が求められているところである。県民一人ひとり、及び地域全体の環境保全意識を醸成し、活動の活性化を促すため、様々な主体による美しい富山湾を守る取組みを県内外に情報発信する。

(5) 国際協力の推進

海岸漂着物の問題が富山県及び周辺国にとって共通の課題であること、とりわけ海洋プラスチックごみ問題は世界全体の喫緊の課題であることを念頭に置きながら、漂着の実態などの情報共有と問題の解決に向けた国際協力を推進する。

(6) 多様な主体の役割分担と連携の確保

これらの海岸漂着物対策を実施するに当たっては、国や地方自治体のほか、県民や事業者、民間団体などの多様な主体が、適切な役割分担のもとでそれぞれ積極的に取組みを進めるとともに、各主体が相互に情報を共有し、連携協力する。

これらの基本的方向性の概念図は図3-2のとおりとなります。

なお、海岸漂着物等の蓄積により良好な景観や環境の保全に支障が生じているなど、特に対策を講ずることが必要とされる地域については、重点区域として設定し、海岸漂着物等の処理などを重点的に推進することとします。



図3-2 富山県における海岸漂着物対策の基本的方向性とそれらの枠組み

4. 海岸漂着物対策の内容

(1) 円滑な処理の推進

① 海岸管理者等の処理

海岸管理者等は、海岸などの清潔が保たれるよう、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。①～⑤までにおいて同じ。）の量及び質、さらに海岸の地形、景観、生態系などの自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動などの社会的条件に応じて、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。その際には、これまでの海岸漂着物等の回収・処理の実施状況など、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理に関して、沿岸市町や地域住民、民間団体等の連携協力のもと、地域の関係者間で適切な役割分担を定め、円滑な処理を推進します。

また、海岸が民有地などである場合は、その占有者又は管理者が、その海岸の清潔が保たれるよう努めます。

特に、海岸の景観や自然環境及び地域活動に大きな影響を与えている又は与えるおそれがある海岸については、海岸漂着物等の回収・処理を重点的に推進する必要性が高い区域として設定し、効率的・効果的な対策を行います。

② 市町の協力

沿岸市町は、海岸漂着物処理推進法に基づく市町による協力として、地域住民などの海岸清掃活動を支援するとともに、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収や、回収された海岸漂着物等の収集・運搬、市町などのごみ処理施設での処分などに取り組みます。

また、これらの取組みに当たっては、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態など地域の実情を踏まえ、地域住民などを始めとする関係者間との調整に努めます。

③ 市町の要請

沿岸市町は、海岸管理者等が管理する海岸などに海岸漂着物等が蓄積することにより、住民の生活又は経済活動に支障が生じている場合は、必要に応じて、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置をとるよう要請することとします。

要請を受けた海岸管理者等は、必要な措置を講ずることとします。

④ 地域住民や事業者、民間団体の協力

地域住民や事業者、民間団体は、自ら積極的に清掃美化活動に取り組むとともに、海岸管理者等や沿岸市町が行う海岸漂着物等の回収に参加・協力します。また、市町村等と連携しながら上流・下流の幅広い地域においても参加を呼び掛けることとします。

⑤ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、海岸漂着物等の多くが他の都道府県から流出したものであることが明らかである場合は、その都道府県に対し、海岸漂着物等の処理やその発生抑制などについて協力を求めることとします。また、他の都道府県から同様の協力を求められた場合には、必要な措置を講

ずることとします。

⑥ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等については、船舶の航行や漁業操業の支障となり海洋環境の保全に影響を及ぼす場合があるため、漁港管理者等、沿岸市町、漁業関係者で連携協力して処理体制を構築し、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図ることとします。

⑦ 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行います。

⑧ 不法投棄物への対応

県や沿岸市町は、海岸漂着物等が不法投棄などによって生じたものであることが明らかである場合は、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づき、その原因者の責任で処理がなされるよう、必要な措置を講じます。

⑨ 船舶から流出した油等の措置

県や沿岸市町は、船舶から流出した油や有害液体物質について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく防除措置などの適切な実施を原因者などに要請するとともに、必要に応じて協力します。

⑩ 災害廃棄物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町は、災害などにより大規模に発生した流木やごみなどの海岸漂着物等について、国の補助制度を活用し、国、沿岸市町、関係機関等と連携しながら円滑な処理に努めます。

⑪ 大量の海岸漂着物等が蓄積する地域における処理の推進等

県は、海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合は、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理について協力を求めることとします。

⑫ 県による支援

県は、沿岸市町に対し、海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、海岸漂着物等の処理に必要な情報の提供や、技術的支援などを行うとともに、事業者や民間団体に対し、海岸の清掃活動に関する必要な情報の提供を行います。

⑬ 国に対する要望等

県は国に対し、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制の普及啓発に対する地方（海岸管理者等、県及び市町村）への恒久的かつ十分な財政支援措置などを要望し、円滑な処理の確保に努めます。

（２）効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大

① 上流域を含めた幅広い地域における清掃活動の展開、関係者間の連携

本県の海岸漂着物の多くは、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生したものであることから、海岸から離れた地域であっても、身近な環境をきれいにする事で、川や海に流れ込むごみを減らし、ひいては海岸漂着物の発生抑制につながると考えられます。そのため、県は、地域住民や事業者、民間団体等に対し、上流・下流の幅広い地域での清掃美化活動と呼びかけるとともに、清掃美化活動を行う団体との連携を図るなど、県民総参加の活動となるよう努めます。市町村は、アダプトプログラムなど、各地域での取組みを推進するとともに、こうした流域全体の取組みについて積極的に協力し、住民等へ参加を呼びかけます。

② 3Rの推進

海岸漂着物等は、日常生活に伴って発生するごみなどが多く含まれていることから、一人ひとりが日常生活においてごみそのものの排出を抑制することが重要です。

県は、廃棄物処理法や容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など各種廃棄物処理やリサイクルに関する法令の適切な運用、「とやまエコ・ストア制度」の普及拡大を通じたレジ袋など使い捨て製品の排出抑制、容器包装プラスチックの分別収集及び再資源化の促進など3Rの推進を図ります。

また、使い捨てプラスチックに関しては、事業者と連携し、包装の簡略化や、再生可能資源など代替素材への転換を図る等、さらなる削減を進めます。

③ マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

マイクロプラスチックは、生態系への影響など海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、また微細であるためその回収・処分が困難となることから、海域への流出防止や、微細になる前の回収、廃プラスチック類そのものの排出を抑制することが対策の要となります。

事業者は、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減の徹底など、通常の使用に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制、プラスチック原料・製品のサプライチェーン全体を通じたレジンペレット等の飛散・流出防止の徹底に努めます。

また、県は、NPECなどの関係機関とも連携し、県内の海域、海岸、河川等の公共用水域等におけるマイクロプラスチックの分布実態の把握に努め、また、最新の科学的知見や国際的な動向を勘案しながら、排出抑制につながる取組みを進めます。

④ 県民参加による森づくりの推進

県は、「水と緑の森づくり税」を活用し、里山の再生整備、混交林の整備、森林ボランティア活動や企業の森づくり活動への支援など、流木が発生しにくい森づくりに県民参加で取り組みます。

⑤ 海岸漂着物等に関する調査

県や市町村は、海岸漂着物等の発生状況や発生源を把握するため、海岸や河川、陸域等において必要な調査を行うよう努めます。

⑥ 情報の共有と情報発信

県は、海岸漂着物等の発生状況や発生源に関する調査の結果について、関係者間で情報を共有するとともに、積極的に県民等に対し情報発信します。

また、県や市町村は、清掃活動に対する事業者や民間団体等による取り組み意欲の向上や、県民の活動への理解と参加促進を図るため、地域住民や事業者、民間団体等が自主的に実施している清掃活動等の情報を収集し、ウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、インターネットを通じて県内外に広く情報発信します。

⑦ ごみ等の減量化や適正処理の推進

県民は、ごみの排出抑制や減量化に努めるとともに、リサイクル推進のためマナーを守った分別収集への協力など環境に配慮したライフスタイルへの転換に努めます。

また、事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物の減量化や適正処理を行うことなどにより、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。

⑧ 陸域等における不法投棄の防止

県や市町村は、農地、市街地、河川等への家庭ごみなどの不法投棄やポイ捨てを防止するため、それぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を適切かつ着実に実施します。

また、県や市町村は、環境教育の実施やインターネット、パンフレットなどによる広報を通じて、海岸漂着物等の実態や海洋プラスチックごみ問題について正しく周知し、地域住民の環境保全に対する意識を醸成し、適切な行動を促します。

さらに、県や市町村は、広報などによる普及啓発のほか、パトロールなどの監視活動の実施による不法投棄の防止や早期発見、警告看板の設置や地域における継続的な清掃美化活動の実施、企業、団体等と連携した監視・通報体制の整備により、ごみなどの投棄がしにくい環境づくりに努めます。

⑨ ごみ等の水域等への流出の防止

海岸漂着物には、ペットボトルやレジ袋等の生活由来のもののほか、肥料袋、苗木ポット

などの農業由来のもの、流木、刈草等の自然由来のものなど、森林、農地、市街地、河川敷などから河川・用排水路その他の公共の水域に流出したものが多く見受けられることから、海岸漂着物の発生抑制を図るためには、意図的な放置や投棄、ポイ捨てをしないほか、ごみになるおそれのあるものを野外に放置しないなど、水域への流出防止を図ることが重要です。

このことから、県民や事業者は、その管理する土地、所持する物を適正に維持・管理することなどによって、海岸漂着物の発生抑制に努める必要があります。

そのため、県や市町村は、土地の管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めます。併せて、土地の管理者は、当該土地において、一時的な事業活動（イベントの開催、露店の営業など）やその他の活動を行う者に対し、イベント使用器材などの適切な管理や発生したごみの適正な処分などについて必要な要請を行うことを通じて、ごみなどの発生の防止に努めます。

⑩ 流木の発生抑制対策の検討、回収捕捉の推進

流木については、国、県、市町村、上流県・市町村、ダム管理者及び漁業協同組合で構成する「富山県流木対策連絡会議」において発生抑制対策を検討するとともに、ダム湖・砂防えん堤における流木の回収・捕捉等を推進します。

⑪ 農業者、漁業者等への啓発

農業生産の現場において生産資材としてプラスチックが使用されていることから、県は、民間団体と連携して、廃プラスチックの適正処理に関する周知・指導に取り組むとともに、生分解性素材等、環境に配慮した素材への転換を推進します。

また、水産多面的機能発揮対策の活用等を通じて、海洋の生態系の維持・回復のために漁業者が取り組む海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の回収・処理を推進します。

そのほか、県民や事業者に対し、肥料袋や苗木ポットなどの農業・園芸用資材や、漁具等の海域で使用される資材について、荒天等により非意図的な流出が発生しないよう、日頃からの流出防止対策を呼びかけます。

⑫ 刈草の流出防止

県や市町村は、県民や事業者に対し、河川や用排水路に流さない草刈り方法の普及促進や、草刈り後の刈草の適正管理の周知を図ります。

(3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

① 環境教育及び消費者教育の推進

海岸漂着物等は、陸域から河川などを經由して海域に流出しています。また、海洋プラスチックごみについては、マイクロプラスチックとなる前に円滑な処理が必要であることや、生分解性プラスチックであっても廃棄物としての発生抑制や適正な処理が必要であることに留意する必要があります。

県や市町村は、海岸漂着物等の発生要因やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ問題について正しく認識し、県民一人ひとりがこれらの問題についての理解を深め、環境保全に対する意識の醸成などが図られるよう、海岸の環境保全などに関する環境教育の推進に努めます。

また、SDGsやエシカル消費についての理解を深め、消費者の適切な商品選択や3Rへの協力等、実践行動を促すため、消費者教育の推進に努めます。

事業者は、廃プラスチック類の回収・リサイクルや使い捨てプラスチック削減の取組み、清掃美化活動等、海岸漂着物等の発生抑制に配慮した企業活動について、消費者が理解し協力できるよう、適切な情報発信に努めます。

② 普及啓発の推進

県や市町村は、海岸漂着物対策に関する施策などについて、各種講習会や出前県庁のほか、インターネットやパンフレットなどによる広報を通じて、広く県民などに情報提供を行い、普及啓発に努めます。

また、河川にごみが多く堆積している地域、農業系ごみが多く堆積している地域、また、草刈りの直前の時期等については、地域や対象、時期を絞って重点的に周知活動を行うなど、より効率的かつ効果的な普及啓発に努めます。

③ 環境教育等及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用

県や市町村は、現に環境教育等及び普及啓発に関する活動を行っているNPECや公益財団法人とやま環境財団などの民間団体などとの連携を図り、これらの団体が有する知見やネットワークを活用し、より多くの県民などへの環境教育及び消費者教育並びに普及啓発がなされるよう努めます。

④ 環境教育等実施者との連携

県は、県民や事業者、民間団体等への海岸漂着物の回収・処理等に関する情報提供、助言、普及啓発に当たって、地球温暖化防止活動推進員や、民間団体、学識経験者など、地域に根ざして活動している豊富な知見やネットワークを有する環境教育等の実施者と連携します。

また、必要に応じて海岸漂着物対策活動推進員等を活用します。

(4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信

① 県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進

「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会の開催や「富山宣言」の採択を機に、さらに魅力的な富山湾を目指し、観光振興・地域活性化と自然環境保全の両立に向けて取り組んでいくため、県、市町村及び民間団体が連携して、県民の海岸保全意識の醸成やモラルの向上を図るとともに、清掃活動への参加を促します。

② 国内外への情報発信

県は、美しい海岸を守る活動を広くPRするとともに、こうした活動をされていることを県民に知ってもらい、より多くの人々の活動への参加を促すため、活動を行う民間団体やその団体が実施する海岸美化活動について情報を収集し、(公財)とやま環境財団やNPEC等と連携してインターネット等を活用し、国内外に情報発信します。

③ 民間団体等による海岸美化活動の情報発信

「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を契機として、富山湾を活用した観光振興や海岸清掃に取り組む団体が新たに発足しています。県は、こうした団体と連携し、富山湾の保全や清掃活動等の取組みの情報発信を図ります。

(5) 国際協力の推進

① 地域レベルの連携の促進

県は、関係市町、NPECをはじめとする民間団体などとの連携のもと、環日本海地域の自治体と共同で海岸漂着物等の実態把握のための調査を実施するとともに、情報の共有や情報発信を通じた普及啓発に努めます。

また、本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会」の枠組み等を活かしながら、環日本海地域の自治体との交流を通じ、地域レベルでの海岸漂着物等の問題に関する意識の共有、対策の推進に努めます。

② 関係国間の政策対話等への協力

県は、国外からの海岸漂着物等について、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図るため、国が行う関係国への働きかけなどに、漂着状況に関する情報提供などを通じて協力します。

特に、国外から漂着している廃ポリタンクや医療系廃棄物などの危険物について、漂着状況の把握に努め、国への情報提供を行います。

また、県、沿岸市町、海岸管理者等は、国外からの海岸漂着物等の発生抑制に向けた、国が行う関係国への原因究明や対策の実施要請、協議などに、各種会議への参加などを通じて協力します。

③ 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携

県は、国が実施する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)などに対する国際協力の推進や、民間団体や学識経験者などによる国際的な活動に協力します。

(6) 多様な主体の役割分担と連携の確保

① 地域住民、事業者、民間団体等の積極的な参画の促進

県や市町村は、海岸漂着物問題に関する情報提供などを通じて、上流・下流域の幅広い地域の住民、事業者、民間団体などに対して海岸漂着物対策に係る活動への積極的な参画を促すよう努めます。

② 県民、事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり

県や市町村は、清掃活動の場の提供や清掃体験ツアーなどを企画するなど、県民、事業者がボランティアとして海岸美化活動に自発的に参加しやすい仕組みづくりに努めます。

③ 民間団体等との緊密な連携とその知見等の活用

県や市町村は、海岸漂着物対策に当たって、NPECや(公財)とやま環境財団を始めとする民間団体などとの緊密な連携の確保に努めるとともに、民間団体などの協力を得て、それらの団体が有する豊富な知見や幅広いネットワークを活用するよう努めます。

④ 民間団体等の活動における安全性の確保

県や市町村は、民間団体などが海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理などに関する知識の普及や助言を行うことなどにより、その活動における安全性の確保に十分配慮するよう努めます。

これらの海岸漂着物対策の基本的方向性及びその内容を、表3-1に示します。

表 3-1 海岸漂着物対策の基本的方向性及びその内容

基本的方向性	対 策 の 内 容
円滑な処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 海岸管理者等の処理、市町の協力、市町の要請 ② 地域住民や事業者、民間団体の協力 ③ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携 ④ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進 ⑤ 海岸漂着物等の適正処理 ⑥ 不法投棄物への対応 ⑦ 船舶から流出した油等の措置 ⑧ 災害廃棄物等の適正処理 ⑨ 大量の海岸漂着物等が蓄積する地域における処理の推進等 ⑩ 県による支援 ⑪ 国に対する要望等
効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ① 上流域を含めた幅広い地域における清掃活動の展開、関係者間の連携 ② 3Rの推進 ③ マイクロプラスチックの海域への排出の抑制 ④ 県民参加による森づくりの推進 ⑤ 海岸漂着物等に関する調査 ⑥ 情報の共有と情報発信 ⑦ ごみ等の減量化や適正処理の推進 ⑧ 陸域等における不法投棄の防止 ⑨ ごみ等の水域等への流出の防止 ⑩ 流木の発生抑制対策の検討、回収捕捉の推進 ⑪ 農業者、漁業者等への啓発 ⑫ 刈草の流出防止
環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境教育及び消費者教育の推進 ② 普及啓発の推進 ③ 環境教育等及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用 ④ 環境教育等実施者との連携
美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ① 県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進 ② 国内外への情報発信 ③ 民間団体等による海岸美化活動の情報発信
国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域レベルの連携の促進 ② 関係国間の政策対話等への協力 ③ 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携
多様な主体の役割分担と連携の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域住民、事業者、民間団体等の積極的な参画の促進 ② 県民、事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり ③ 民間団体等との緊密な連携とその知見等の活用 ④ 民間団体等の活動における安全性の確保

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

(1) 重点区域設定の考え方

海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じ、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域として、以下のいずれかに該当する区域を重点区域として設定します。

- A：海岸の利用状況や地域の経済活動を考慮し、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- B：良好な景観や生態系など、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- C：周辺の区域などから現に大量の海岸漂着物等が漂着している海岸、又は今後災害などにより周辺の区域などから大量の海岸漂着物等の漂着が見込まれる海岸

また、重点区域は、富山県海岸保全基本計画と整合を図るほか、その一体性に配慮しつつ、必要かつ合理的なものとするように設定します。

(2) 重点区域の設定

重点区域は、表4-1及び図4-1のとおりとします。

表 4 - 1 (1) 重点区域の一覧

ゾーン区分	関係市町名	区域番号	区域	地区	延長 (m)	現況 施設	海岸管理者	A 利用 状況	B 自然 環境	C 漂着 物等	備考
下新川ゾーン	朝日町	1	朝日海岸 (境地区)	境地先	2,387	離岸堤 養浜工 人工リーフ 緩傾斜護岸	県 (河川課)		○	○	朝日県立自然公園
		2	朝日海岸 (宮崎地区)	宮崎～境地先	1,500	緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤	県 (河川課)	○	○	○	宮崎海水浴場(ヒスイ海岸)、朝日ヒスイ海岸オートキャンプ場、朝日県立自然公園
		3	宮崎漁港海岸	宮崎地先	850	直立護岸 離岸堤 消波堤	県 (水産漁港課)	○	○	○	宮崎漁港、朝日県立自然公園
		4	朝日海岸 (朝日地区)	元屋敷～宮崎地先	1,150	直立護岸 緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ	県 (河川課)		○	○	朝日県立自然公園
		5	朝日海岸 (大屋地区)	東草野～下横尾地先	1,519	緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ	県 (河川課)	○	○	○	海浜公園(キャンプ場)、朝日県立自然公園
		6	朝日海岸 (赤川・東草野地区)	赤川～東草野地先	1,326	緩傾斜堤防 離岸堤 人工リーフ	県 (河川課)			○	
	入善町	7	入善海岸 (入善地区)	下飯野～古黒部地先	10,000	緩傾斜堤防 離岸堤	県 (河川課)			○	
		8	入善漁港海岸	芦崎～下飯野地先	1,430	緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 直立護岸 消波堤	入善町 (キラキラ商工観光課)	○	○	○	入善漁港、園家山キャンプ場
	黒部市	9	黒部漁港海岸	生地地先	310	直立 護岸 突堤	県 (水産漁港課)	○		○	黒部漁港
		10	石田漁港海岸	浜石田～新町地先	355	直立 護岸	黒部市 (農業水産課)	○	○	○	石田漁港、石田浜海水浴場
		11	黒部海岸 (黒部地区)	荒俣～石田地先	6,517	堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 緩傾斜堤防	県 (河川課)	○	○	○	石田浜海水浴場、大島キャンプ場

A：海岸の利用状況や地域の経済活動を考慮し、海岸漂着物等の処理などを重点的に行うことが必要な海岸

B：良好な景観や生態系など、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理などを重点的に行うことが必要な海岸

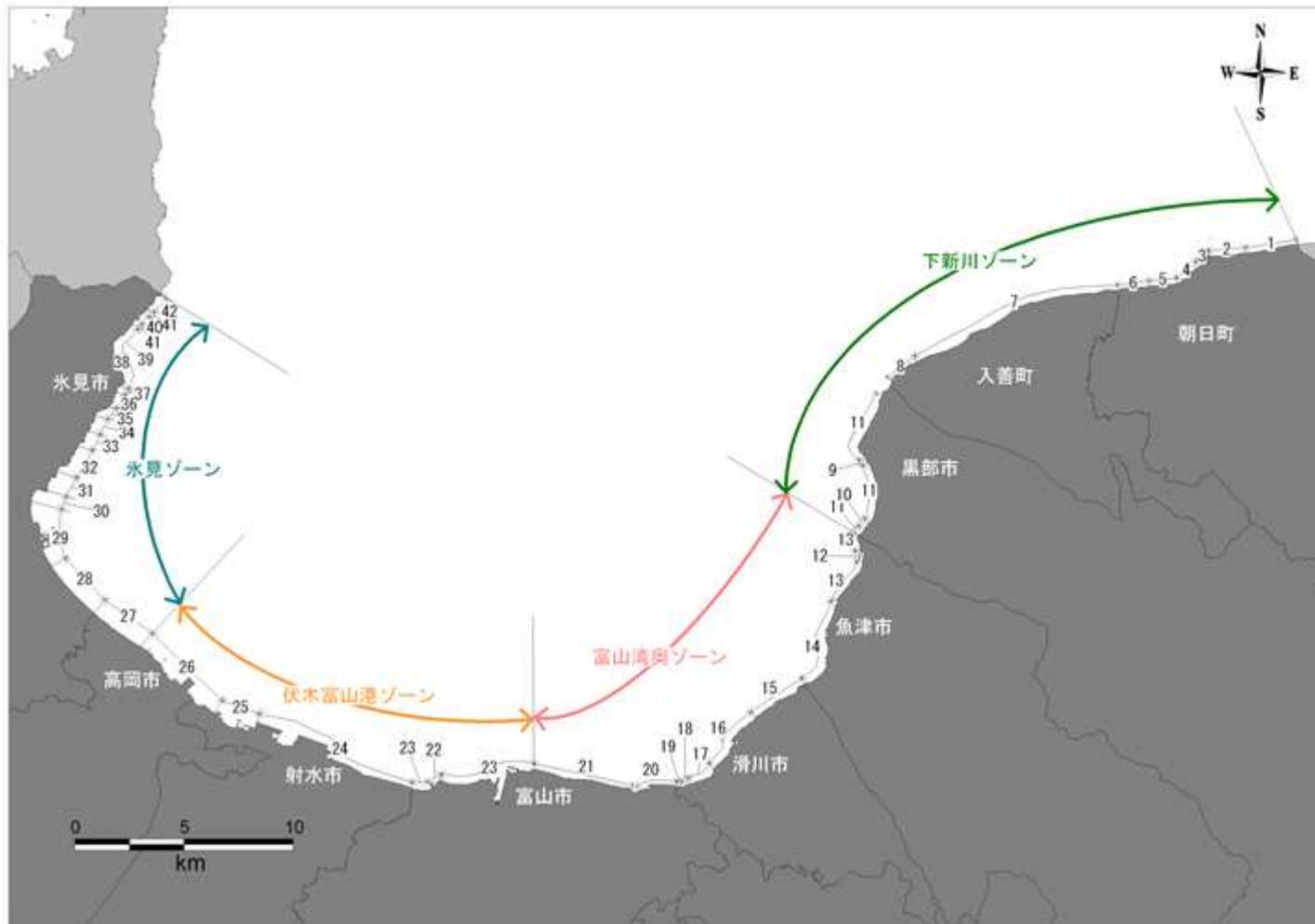
C：周辺の区域などから現に大量の海岸漂着物等が漂着している海岸、又は今後災害などにより周辺の区域などから大量の海岸漂着物等の漂着が見込まれる海岸

表4-1(2) 重点区域の一覧

ゾーン区分	関係市町名	区域番号	区域	地区	延長(m)	現況施設	海岸管理者	A 利用状況	B 自然環境	C 漂着物等	備考	
富山湾奥ゾーン	魚津市	12	経田漁港海岸	経田西町～東町地先	370	直立護岸	魚津市 (農林水産課)	○		○	経田漁港	
		13	魚津海岸 (経田地区)	北鬼江～経田地先	2,675	直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤	県 (河川課)			○		
		14	魚津港海岸 (魚津地区)	三ヶ～北鬼江地先	4,084	緩傾斜護岸 離岸堤 突堤	県 (港湾課)	○	○	○	魚津港、ミラージュランド	
	滑川市	15	滑川海岸 (吉浦地区)	笠木～吉浦地先	2,570	堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ突堤	県 (河川課)			○	専用自転車道	
		16	滑川漁港海岸	三穂町～荒俣地先	3,120	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 突堤 消波堤	県 (水産漁港課)	○		○	滑川漁港、滑川海浜公園	
		17	滑川海岸 (高月地区)	高月町地先	1,570	堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤	県 (河川課)			○		
		18	高月漁港海岸	高月町地先	280	堤防 直立護岸 離岸堤 突堤	滑川市 (商工水産課)	○		○	高月漁港	
		19	水橋海岸 (水橋地区)	魚躬地先	200	堤防 直立護岸 離岸堤	県 (河川課)			○		
		20	水橋漁港海岸	水橋朝日町～ 水橋辻ヶ堂地先	1,570	堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤	富山市 (農業水産課)	○		○	水橋漁港	
		21	富山海岸 (富山地区)	海岸通～浜黒崎地先	4,491	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ	県 (河川課)	○	○	○	クロマツ群落、浜黒崎の松並木(天然記念物)、浜黒崎海水浴場、岩瀬浜海水浴場、浜黒崎キャンプ場	
	伏木富山港ゾーン	富山市	22	四方漁港海岸	四方一番町～ 四方恵比須町地先	140	直立護岸 消波堤 突堤	富山市 (農業水産課)	○		○	四方漁港
			23	伏木富山港海岸 (富山地区)	打出～岩瀬古志町地先	4,715	緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	県 (港湾課)	○	○	○	伏木富山港(富山地区)、岩瀬浜海水浴場、八重津浜海水浴場
			24	伏木富山港海岸 (新湊地区)	八幡町～本江地先	8,519	堤防 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	県 (港湾課)	○	○	○	伏木富山港(新湊地区)、海老江海水浴場、新湊マリナー、海王丸パーク
		射水市	25	新湊漁港海岸	港町～八幡町地先	1,420	離岸堤 堤防護岸	県 (水産漁港課)	○		○	新湊漁港
			26	伏木富山港海岸 (伏木地区)	高岡市雨晴～ 射水市庄西町地先	2,868	堤防 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤	県 (港湾課)	○	○	○	伏木富山港(伏木地区)、雨晴海岸、能登半島国定公園
	高岡市	26	伏木富山港海岸 (伏木地区)	高岡市雨晴～ 射水市庄西町地先	2,868	堤防 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤	県 (港湾課)	○	○	○	伏木富山港(伏木地区)、雨晴海岸、能登半島国定公園	

表4-1(3) 重点区域の一覧

ゾーン区分	関係市町名	区域番号	区域	地区	延長(m)	現況施設	海岸管理者	A 利用 状況	B 自然 環境	C 漂着 物等	備考
氷見ゾーン	高岡市	27	高岡海岸 (太田地区)	太田地先	2,841	緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ 突堤	県 (河川課)	○	○	○	雨晴海岸、松太枝浜海水浴場、雨晴・松太枝浜キャンプ場、能登半島国定公園
	氷見市	28	氷見海岸 (島尾地区)	窪～島尾地先	2,930	緩傾斜護岸	県 (河川課)	○	○	○	海浜植物群落、島尾海水浴場、島尾キャンプ場、氷見市海浜植物園、松田江キャンプ場、能登半島国定公園
		29	氷見漁港海岸	間島～地蔵町地先	2,240	緩傾斜護岸 直立護岸 離岸堤 潜堤 突堤	県 (水産漁港課)	○	○	○	氷見漁港、唐島、能登半島国定公園
		30	氷見海岸 (阿尾地区)	阿尾～間島地先	1,236	緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤	県 (河川課)		○	○	能登半島国定公園、阿尾城址
		31	阿尾漁港海岸	阿尾地先	630	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	氷見市 (水産振興課)	○	○	○	阿尾漁港、阿尾城址、能登半島国定公園
		32	藪田漁港海岸	泊～藪田地先	1,610	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	氷見市 (水産振興課)	○	○	○	藪田漁港、能登半島国定公園
		33	氷見海岸 (泊地区)	泊地先	950	離岸堤 突堤	県 (河川課)		○	○	能登半島国定公園
		34	氷見海岸 (宇波地区)	宇波地先	638	消波堤 離岸堤	県 (河川課)		○	○	能登半島国定公園
		35	宇波漁港海岸	脇方～宇波地先	630	直立護岸 消波堤 離岸堤 潜堤 突堤	氷見市 (水産振興課)	○	○	○	宇波漁港、能登半島国定公園
		36	氷見海岸 (小境地区)	小境地先	850	緩傾斜護岸 離岸堤 養浜工 潜堤 突堤	県 (河川課)	○	○	○	小境海水浴場、能登半島国定公園
		37	大境漁港海岸	大境地先	480	直立護岸 消波堤	氷見市 (水産振興課)	○	○	○	大境漁港、小境海水浴場、能登半島国定公園
		38	氷見海岸 (姿地区)	姿地先	1,520	直立護岸 離岸堤	県 (河川課)		○	○	マサキ・トベラ群落、虻ヶ島とその周辺(名勝、天然記念物)、能登半島国定公園
		39	氷見海岸 (中田地区)	中田地先	1,825	離岸堤 突堤	県 (河川課)		○	○	能登半島国定公園
		40	女良漁港海岸	中波地先	400	直立護岸	氷見市 (水産振興課)	○		○	女良漁港
		41	氷見海岸 (中波地区)	中波地先	535	消波堤 離岸堤	県 (河川課)			○	
42	氷見海岸 (脇地区)	脇地先	1,060	離岸堤 突堤	県 (河川課)			○			



注：图中的番号は富山県海岸保全基本計画の区域番号を示す。

図4-1 重点区域位置

2. 重点区域における海岸漂着物対策

(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

県内においては、これまで、海岸管理者等が沿岸市町、地域住民、民間団体などの協力を得ながら、連携して海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。（1）において同じ。）の回収・処理を実施してきました。このような実態を踏まえ、海岸漂着物等の回収・処理については、国の支援制度を活用しながら、次のとおり実施することとします。

①流木などの人力では回収が困難な重さのもの、②災害などにより大量に流れ着いたもの、③直立護岸、消波ブロック、天然の崖など、陸上からのアクセスが困難、あるいは足場が悪いなど危険な場所での作業を伴うもの、④医療器具や有害液体が入った廃ポリタンクなどの危険なものなどについては、海岸管理者等が主体となって迅速な回収に努めます。

また、人力で回収できる海岸漂着物等については、より美しい海岸環境を目指して、市町の協力や地域住民、民間団体などのボランティアによって行われる清掃活動により、回収を進めます。（表4-2参照）

表4-2 海岸漂着物等の回収・処理における役割分担

区分	人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、 回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等	左記以外の海岸漂着物等
回収	海岸管理者等	市町 ^{※1} 、地域住民、民間団体など
収集・運搬	海岸管理者等	市町
処分	海岸管理者等	市町 ^{※2}

※1 海岸漂着物処理推進法及び基本方針に基づき、必要に応じ、海岸管理者等に協力する義務あり。

※2 海岸管理者等からの協力依頼を受けて、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で実施するものを含む。

回収された海岸漂着物等については、廃棄物処理法に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行います。なお、海岸管理者等が回収した廃棄物について、市町が海岸管理者等から協力依頼を受けた場合には、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で処分に協力するものとします。

漂着物の大量漂着時等における住民等からの相談については、海岸管理者等に情報を集約し、必要に応じ、沿岸市町や関係団体等の協力を得ながら対応します。

また、回収・処理の実施の時期などについては、海岸漂着物等の状況、利活用の状況、地域の体制などを踏まえ、海岸管理者等、市町などの関係機関が協議して、適宜、適切に設定するものとします。

海岸漂着物等の処理における役割分担と相互協力の概念図は図4-2のとおりとなります。

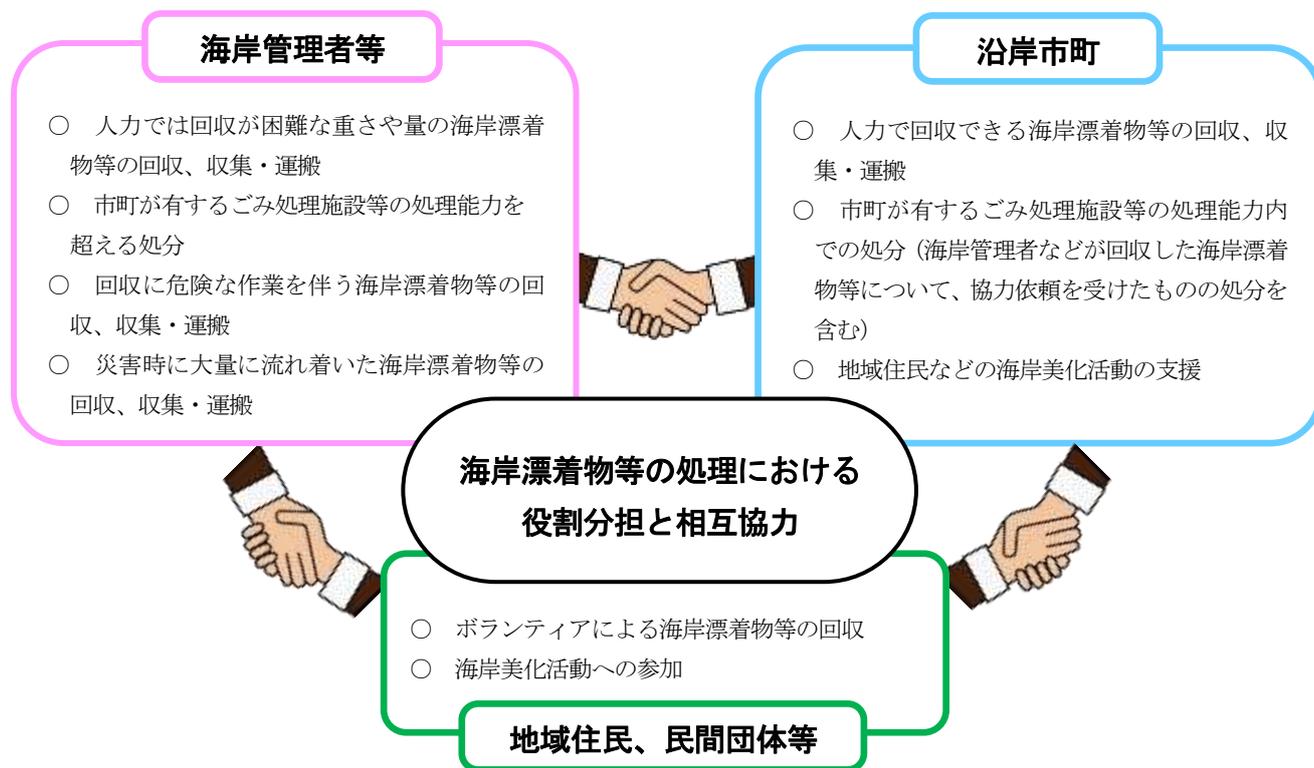


図4-2 海岸漂着物等の処理における役割分担と相互協力の概念図

(2) 漂流ごみ等の処理に関する事項

沿岸海域において、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼすこと、漁業および観光業などの経済活動に支障を及ぼすことを防ぐため、日常的に海域を利用する漁業者等及び漁業関係団体と、漁港管理者等、市町が連携して、国の支援制度を活用しながら、次のとおり実施することとします。

漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等については、陸揚げされた漁港等の漁港管理者等から協力依頼を受けた市町が、そのごみ処理施設等の処理能力の範囲内で収集・運搬及び処分するものとし、当該処理施設で処分できないものは、漁港管理者等が廃棄物処理法に基づき適正に収集・運搬及び処分を行います。(表4-3参照)

表4-3 漂流ごみ等の回収・処理における役割分担

区分	沿岸市町処理施設で処理できるもの*	左記以外の漂流ごみ等
回収、保管	漁業者等	
収集・運搬	市町	漁港管理者等
処分	市町	漁港管理者等

※ 漁港管理者等からの依頼を受けて、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で実施するもの。

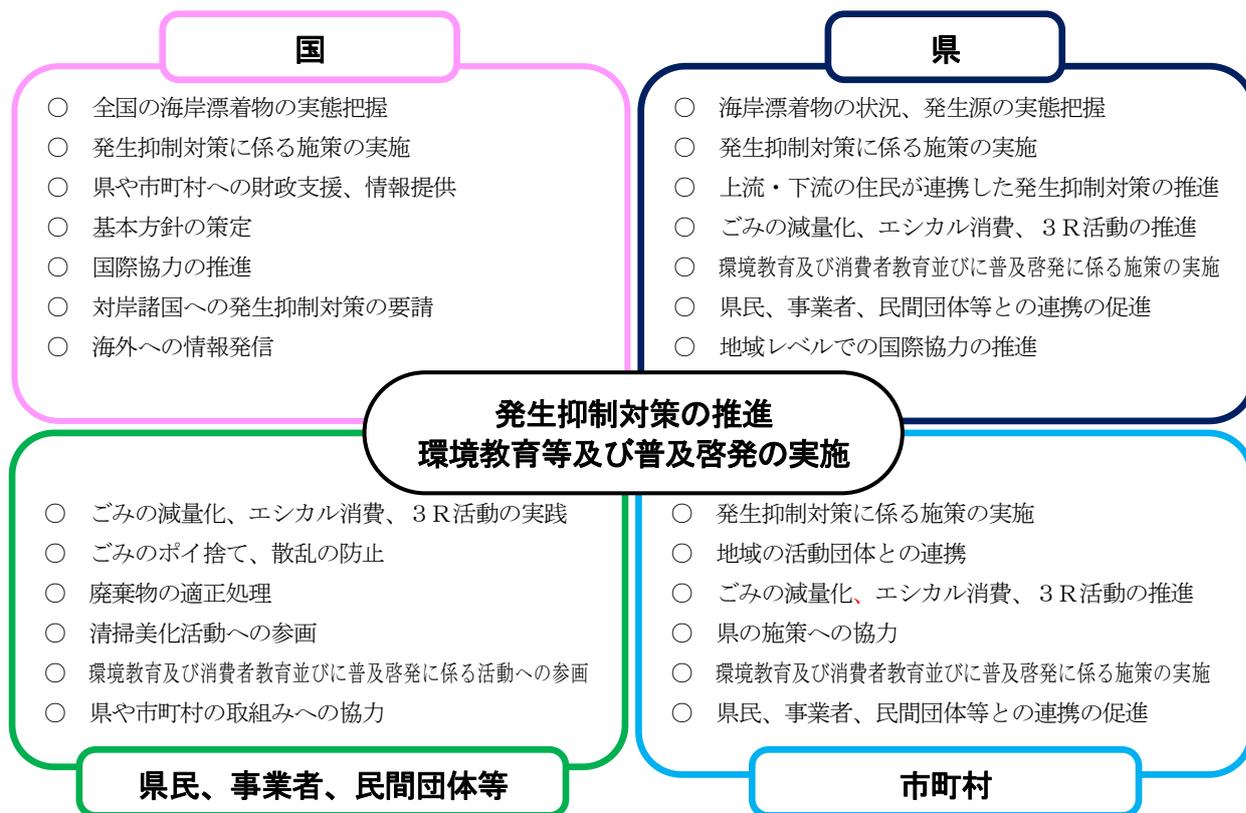
(3) 海岸漂着物等の発生抑制、環境教育等及び普及啓発に関する事項

県や市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するための定期的な調査を行うほか、海岸漂着物等の発生抑制を図るために3Rの推進など必要な施策を実施します。また、県や市町村への財政的支援が恒久的かつ十分に得られるよう国に働きかけるほか、国が行う、国際社会への情報発信、国際協力の推進、外交上の適切な対応に連携・協力します。

県や市町村は、ごみの減量化を推進するとともに、発生抑制に関する環境教育や消費者教育、普及啓発を実施します。また、海岸漂着物対策に係る活動への県民、事業者、民間団体などの積極的な参画を呼びかけ、連携を促進します。県民、事業者、民間団体などは、エシカル消費等、3Rなどにつながるエコライフを実践し、廃棄物の適正処理を行うとともに海岸美化活動や環境教育、普及啓発に関する活動へ参画し、県や市町村の取組みに協力するよう努めます。

これらの海岸漂着物等の効果的な発生抑制、環境教育等及び普及啓発における役割分担と相互協力の概念図は、図4-3のとおりとなります。

図4-3 効果的な発生抑制に係る役割分担及び相互協力の概念図



また、県、市町村、その他の関係者が、適宜取り組む、海岸漂着物等の発生抑制対策の内容を表4-4に、環境教育及び普及啓発の内容を表4-5に示します。

表 4 - 4 海岸漂着物等の発生抑制対策の内容

区分	具体的な取組み	実施主体
上流域を含めた幅広い地域における清掃活動の展開等	① 「みんなできれいにせんまいけ大作戦」一斉清掃等、流域で連携した県土美化活動等の展開 ② 個人や団体・事業者等の自主的な清掃美化活動の促進	県、市町村
3Rの推進	① 「とやま廃棄物プラン」に基づく3Rの推進 ② 「容器包装分別収集促進計画」に基づく容器包装廃棄物のリサイクルの促進 ③ 「ごみゼロ推進大運動」「とやまエコ・ストア制度」等の展開 ④ 使い捨てプラスチックの削減 ⑤ 市町村等の3Rの取組みに対する支援	県
	① 「一般廃棄物処理計画」に基づくごみ減量化の推進 ② 「容器包装分別収集計画」に基づく容器包装廃棄物のリサイクルの推進 ③ 3Rの推進に関する県の施策への協力	市町村
マイクロプラスチックの海域への排出の抑制	① マイクロプラスチックの分布実態等に関する調査の実施 ② 海岸におけるマイクロプラスチック調査の実施	県、NPEC
	① マイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出の防止	事業者
県民参加による森づくりの推進	① 「水と緑の森づくり税」を活用した里山の再生整備、混交林の整備森林ボランティア活動や企業の森づくり活動への支援等	県
海岸漂着物等に関する調査	① 海岸漂着物等の発生の状況や発生源等に関する調査の実施	県、市町村
	① 北東アジア地域自治体連合（NEAR）プロジェクト等を活用した国際的な海辺の漂着物調査の実施	県、NPEC、環日本海沿岸自治体
情報の共有と情報発信	① 海辺の漂着物調査結果など海岸漂着物等に関する各種情報の取りまとめや、ウェブサイトやSNS等インターネットを活用した広報	県、NPEC
	② 環日本海沿岸自治体との情報・意見交換会議の開催	
	① インターネット等を活用した民間団体等の活動内容の情報発信	県、市町村、関係団体等
ごみ等の減量化や適正処理の推進 陸域等における不法投棄の防止	① 「とやま廃棄物プラン」、「一般廃棄物処理計画」等に基づく廃棄物の適正処理の推進 ② 廃棄物の適正処理に係る指導・助言 ③ ポイ捨ての防止や、ごみの持ち帰り運動の展開 ④ 不法投棄監視パトロール等の実施 ⑤ 監視カメラや警告看板の設置等 ⑥ 企業、団体等と連携した監視・通報体制の整備	県、市町村

	① 3Rや廃棄物の適正処理に関する県や市町村の施策への協力	地域住民、事業者、民間団体等
ごみ等の水域等への流出の防止	① 管理する土地や物品を適正に管理し、河川等水域への流出を防止 ② イベントや事業活動により発生したごみの適正な処分	県、市町村、地域住民、民間団体等
流木の発生抑制対策の検討等	① 「富山県流木対策会議」における発生抑制対策の検討 ② ダム湖、砂防えん堤における回収・捕捉の推進	国、県、市町村等
農業者、漁業者等への啓発	① 農業用廃プラスチックの適正処理に関する周知、指導 ② 生分解性素材等、環境に配慮した農業資材への転換促進 ③ 海洋生態系の維持・回復のため漁業者が取り組む海岸漂着物等の回収・処理の推進 ④ 農業・園芸、漁業等の分野へ、資材等の流出防止対策の呼びかけ	県、民間団体等
刈草の流出防止	① リーフレット等による周知 ② 草刈業者への呼びかけ	県、市町村
	① 草刈り後の草等の適正管理や用排水路等におけるごみの回収活動の実施	地域住民、民間団体等

表 4-5 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の内容

区分	具体的な取組み	実施主体
環境教育及び消費者教育の推進	① 学校や自治会等で、海岸漂着物等の問題について学習できる学習器材の作成、配布	県、NPEC
	② 「とやま環境フェア」、「ごみゼロ推進県民大会」等を活用した環境教育の推進	
	③ 海辺の漂着物調査等を活用した体験学習の実施 ④ 職員等による出前県庁、しごと談義等の実施 ⑤ 教育機関や地域の活動団体等と連携した環境教育の推進	
普及啓発の推進	① 環境イベントを活用した環境教育の推進	市町村
	② 各種研修会や施設見学会、出前講座等を活用した環境教育の推進	県、市町村
	① 海岸漂着物等の清掃体験の実施	
	② 海岸や街なかの美化活動に参加しやすい仕組みづくり	
③ SDGsやエシカル消費に関する理解の促進 ④ 消費者教育の推進		
普及啓発の推進	① 海洋ごみや海洋プラスチックごみ問題を正しく理解するための普及啓発資材（※）の作成、配布	県、市町村
	② 広報誌、ポスター、ウェブサイト、マスコミ等による広報	
	③ 地域の環境美化や3R活動等に功労のあった個人・団体に対する表彰を実施	
	① 海洋ごみ問題に関する県民向けのPRイベント等の開催	県、NPEC

※ 関連情報「海岸漂着物ポータルサイト ～美しい海岸を守るために～」(県環境政策課)

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014049.html

(各種普及啓発資材のダウンロードが可能)

第5章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

1. 海岸漂着物等の状況の把握

県は、地域住民や関係地方自治体、国などと連携しながら、県内の海岸漂着物等の状況や流域のごみの散乱状況を把握します。また、その結果については、適宜取りまとめ、広く情報提供するよう努めます。

2. 災害などの緊急時における対応

災害などにより大量の海岸漂着物等が発生した場合や危険物の漂着が見られる場合は、関係者が緊密に連携し、被害拡大の防止など適切かつ迅速な対応に努めます。また、災害などにより大量に発生した海岸漂着物等については、国の補助制度を活用し、海岸管理者等が主体となって、必要に応じ、国、沿岸市町、関係団体等の協力を得ながら、可能な限り速やかに回収・処理するよう努めます。

3. 感染症への感染防止対策

海岸漂着物対策の実施者は、各種の感染症の流行状況に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策等、必要な対策を適切に講じることとします。

4. 地域住民、関係団体などの参画と情報提供

県は、学識経験者、関係行政機関、全市町村、関係する事業者や住民などの団体で構成する「富山県海岸漂着物対策推進協議会」や、河川の上流・下流の幅広い地域の住民、団体、事業者及び行政が連携協力して海岸漂着物対策を推進するためにモデル的に設置した「小矢部川流域部会」において、地域計画の実施状況や海岸漂着物対策についての意見・情報交換等を行い、各主体の取組みに反映するよう努めます。

また、県は、市町村等の協力を得て、清掃活動団体や団体の活動情報を把握するとともに、その結果を取りまとめて、広く情報提供するよう努めます。

5. 計画の実効性の確保

県は、計画に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、富山県海岸漂着物対策推進協議会と連携しながら、目標の達成状況の継続的な検証や必要に応じた施策の見直しなどを行います。

また、併せて、モデル的に小矢部川流域で実施している「アクションプラン」を必要に応じで見直し、取組みの進捗状況を把握するとともに、効果的な取組みについては、地域住民などの要請に応じて、他地域への横展開を図ります。

○用語解説（五十音順）

アダプト・プログラム

アダプト（adopt）とは、英語で養子縁組するという意味で、市民が公共スペースを里親のように愛情を持って面倒を見る（清掃・美化活動を行う）ことから命名されたもの。市民と自治体がお互いの役割分担について協議・合意し、継続的に美化活動を進めることをアダプト・プログラムという。

エシカル消費

人や社会、環境、地域など周囲に配慮した消費をすること。エシカル（ethical）＝倫理的・道徳的。エシカル消費を心がけ、人や社会、環境、地域に配慮した商品を選ぶ人が増えると、そうした商品を作る生産者も増え、社会全体が豊かで持続可能なものになると考えられる。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年を目標年とした国際目標。17分野にそれぞれのゴール（目標）が設定されている。

SDGs 未来都市、自治体 SDGs モデル事業

内閣府が、中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生分野における日本の「SDGsモデル」の構築に向けて選定するもの。SDGsの理念に沿った基本的・総合的の取り組みを推進しようとする都市・地域の中で、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs未来都市」として、その中から特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定している。3か年で「SDGs未来都市」93都市、「自治体SDGsモデル事業」30事業が選定された。（令和2年12月現在）

海岸漂着物対策活動推進員等

海岸漂着物対策活動推進員または海岸漂着物対策活動推進団体。海岸漂着物処理推進法に基づき、都道府県知事が委嘱または指定するもの。海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者または海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体であり、海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めたり、住民や民間団体の活動に対する助言や情報提供等、国や地方自治体が行う対策への協力等の活動を行う。

再生可能資源

生物資源（＝バイオマス。動植物に由来する有機物である資源で、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）に原料を由来する素材。トウモロコシやサトウキビ等を原料とするバイオマスプラスチック、生分解性プラスチック、紙、CNF（セルロース・ナノファイバー）等。化石由来プラス

チックの代替素材として期待が寄せられている。

スマホアプリ「ピリカ」

個人や団体、企業など、だれでも気軽にごみ拾い活動の様子を投稿することができる、無料のSNSサービス。これまで世界 105 カ国以上で、合計 1.6 億個以上のごみ拾い活動が報告されている。(令和 2 年 12 月現在)

生分解性プラスチック

使用するときには従来のプラスチック同様の性状と機能を維持しつつ、使用後は自然界の微生物などの働きによって生分解され、最終的には水と二酸化炭素に完全に分解されるプラスチック。

世界で最も美しい湾クラブ

フランス・ヴァンヌ市に本部を置く非政府組織 (NGO) で、世界遺産のモンサンミッシェル湾、ベトナム・ハロン湾など、世界の名立たる湾が加盟し、湾を活用した観光振興と資源の保全を目的に活動している。(1997 年設立)

富山物質循環フレームワーク

平成 28 年 5 月 15 日～16 日に開催された G7 富山環境大臣会合において採択されたコミュニケ (声明書) の附属書で、国際的に連携して資源効率性や 3R に取り組むことを示した世界の先進事例ともいべき国際的な枠組み。

北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP : North West Pacific Action Plan)

複数の国で共有される海域について、海洋環境保全に関して関係国の協調による行動を推進するため、国連環境計画 (UNEP) が進める地域海行動計画の一つで、日本海及び黄海を対象として、平成 6 年 9 月の第 1 回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの 4 か国により採択された。各国では地域活動センター (RAC) が指定され、NOWPAP の個別の事業を推進している。日本では (公財) 環日本海環境協力センターが特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター (CEARAC) として指定されている。

北東アジア地域自治体連合 (NEAR)

北東アジア地域の自治体間の交流協力を推進し、共同発展を目指して、平成 8 年に設立された自治体による国際組織 (会員 : 6 か国 78 自治体) のこと。

富山県は、当初 (11 年) から継続して環境分科委員会のコーディネート自治体を務め、会議の開催をはじめ、海辺の漂着物調査や青少年の環境教育プログラムなどの共同プロジェクト、進捗管理等を行っている。

プラスチック・スマート

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、環境省が平成 30 年に開始したキャンペーン。海洋プラスチック問題の解決に貢献する企業、自治体、NGO などの取組みを募集し、ウェブサイトや SNS を通じ、プラスチックと賢く付き合うための取組みやアイデアを国内外に発信している。

マイクロプラスチック

5mm 以下の微細なプラスチック類。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

マイクロビーズ

化粧品や歯磨き粉の中には、角質除去や清浄の目的で、研磨剤（スクラブ剤）として小さなビーズ状のマイクロプラスチック（マイクロビーズ）が含まれている。マイクロビーズは下水処理施設で沈殿除去されても、1～5%は流れ出てしまう。